

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 4 号
発行日 令和 7 年 4 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定
(職員課)・・・1
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
(総務課)・・・4
- ・綾部市情報公開条例の一部改正
(総務課)・・・6
- ・綾部市行政不服審査会条例の一部改正
(総務課)・・・11
- ・綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正
(総務課)・・・12
- ・綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・13
- ・綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
(職員課)・・・14
- ・綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・15
- ・綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(職員課)・・・16

- ・綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
(職員課)・・・17
- ・綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(職員課)・・・33
- ・公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・35
- ・職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
(職員課)・・・36
- ・綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・37
- ・綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・38
- ・綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・39
- ・綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・41
- ・綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正
(こども支援課)・・・43
- ・綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
(保健推進課)・・・44
- ・綾部市立診療所の設置及び管

理に関する条例の一部改正 (保健推進課)・・・45	・綾部市下水道条例の一部改正 (下水道課)・・・58
・綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (社会教育課)・・・46	・綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正 (消防本部管理課)・・・59
・綾部市国民健康保険条例の一部改正 (市民・国保課)・・・47	・綾部市職員退職年金等支給条例等の廃止 (職員課)・・・60
・綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (高齢者支援課)・・・48	・綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (消防本部管理課)・・・61
・綾部市工場設置奨励条例の一部改正 (商工労政課)・・・49	・綾部市議会個人情報保護条例の一部改正 (議会事務局)・・・62
・綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (観光交流課)・・・50	・綾部市市税条例の一部改正 (税務課)・・・64
・あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正 (観光交流課)・・・51	○規 則
・綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部改正 (観光交流課)・・・52	・綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の制定 (職員課)・・・66
・綾部市都市公園条例の一部改正 (都市計画課)・・・54	・綾部市民栄誉賞表彰規則の制定 (秘書広報課)・・・70
・綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正 (上水道課)・・・55	・綾部市情報公開条例施行規則の一部改正 (総務課)・・・72
・綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正 (上水道課)・・・57	・綾部市行政不服審査会条例施行規則の一部改正 (総務課)・・・84
	・綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正 (総務課)・・・85
	・綾部市一般職職員の給与に関する規則等の一部改正 (職員課)・・・86
	・綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部改正

	(職員課)・・・88
・綾部市一般職職員の通勤手当 支給規則の一部改正	(職員課)・・・89
・綾部市事務分掌規則の一部改 正	(職員課)・・・90
・綾部市一般職職員の単身赴任 手当に関する規則の一部改正	(職員課)・・・92
・綾部市一般職職員の地域手当 に関する規則の制定	(職員課)・・・93
・綾部市会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する規則 の一部改正	(職員課)・・・94
・綾部市会計年度任用職員の勤 務時間、休暇等に関する規則 の一部改正	(職員課)・・・95
・綾部市職員の勤務時間、休暇 等に関する規則等の一部改正	(職員課)・・・97
・綾部市公印規則の一部改正	(職員課)・・・99
・綾部市里山交流研修センター の管理及び運営規則の一部改 正	(観光交流課)・・・100
・あやべ温泉の管理及び運営規 則の一部改正	(観光交流課)・・・101
・綾部市都市公園条例施行規則 の一部改正	(都市計画課)・・・108
・綾部市児童手当事務処理規則 の一部改正	(子育て支援課)・・・109
・綾部市一般職職員の管理職員	

特別勤務手当に関する規則の 一部改正	(職員課)・・・123
・綾部市一般職職員の住居手当 支給規則の一部改正	(職員課)・・・124
・綾部市一般職職員の級別職務 分類表に関する規則の一部改 正	(職員課)・・・125
・綾部市U I ターン者定住支援 住宅の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則の制定	(定住・地域政策課)・・・126
・綾部市職員退職年金等支給条 例施行規則及び綾部市職員退 職年金等支給条例の一部を改 正する条例附則第4項の年金 たる給付等を定める規則の廃 止	(職員課)・・・127
・綾部市消防団員等公務災害補 償条例第9条の2第1項の規 則で定める金額を定める規則 の一部改正	(消防本部管理課)・・・128
・綾部市会計規則の一部改正	(会計課)・・・129
・綾部市職員のき章に関する規 則の一部改正	(職員課)・・・131
・綾部市中小企業振興条例施行 規則の一部改正	(商工労政課)・・・132
・綾部市市税に関する文書の様 式を定める規則の一部改正	(税務課)・・・133
・綾部市職員の初任給、昇格、 昇給等の基準に関する規則の	

一部改正		綾部市老人クラブ補助金交付 要綱の一部改正	
	(職員課)・・・138		(高齢者支援課)・・・177
○告 示		綾部市老人医療費支給事業実 施要綱の一部改正	
・令和7年度土地価格等縦覧帳 簿及び家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧	(税務課)・・・155		(高齢者支援課)・・・186
・令和7年3月綾部市議会定例 会において議決を経た予算の 要領の公表	(財政課)・・・156	綾部市介護用品支給事業実施 要綱の一部改正	(高齢者支援課)・・・187
・刑法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係告示の整理 に関する告示の制定	(総務課)・・・157	綾部市小児インフルエンザ予 防接種費用助成事業実施要綱 の一部改正	(こども支援課)・・・188
・綾部市児童発達支援事業運営 要綱の制定	(こども支援課)・・・159	綾部市多子軽減措置に伴う障 害児通所給付費支給要綱の一 部改正	(こども支援課)・・・192
・綾部市保育所等訪問支援事業 運営要綱の制定	(こども支援課)・・・162	綾部市軽・中等度難聴児支援 事業実施要綱の一部改正	(こども支援課)・・・193
・綾部市放課後等デイサービス 事業運営要綱の制定	(こども支援課)・・・165	綾部市こども家庭センター設 置要綱の一部改正	(こども支援課)・・・194
・綾部市特定教育・保育施設等 の実費徴収(日用品・文房具 等)に係る補足給付事業実施 要綱の制定	(子育て支援課)・・・168	綾部市障害児通学支援事業実 施要綱の一部改正	(こども支援課)・・・195
・綾部市人材確保支援補助金交 付要綱の制定	(商工労政課)・・・170	農林漁業振興補助金交付要綱 の一部改正	(林政課)・・・196
・綾部市婚活支援事業費補助金 交付要綱の一部改正	(市民協働課)・・・175	綾部市中小企業生産設備リー ス導入支援助成金交付要綱の 一部改正	(商工労政課)・・・198
・綾部市物価高騰非課税世帯支 援給付金支給事業実施要綱の 一部改正	(社会福祉課)・・・176	綾部市ものづくり企業振興補 助金交付要綱の一部改正	(商工労政課)・・・200
		あやべ桜が丘団地新築促進補 助金交付要綱の一部改正	(定住・地域政策課)・・・202
		綾部市除雪機械整備費補助金	

交付要綱の一部改正 (建設課)・・・203	・綾部市妊婦のための支援給付 金支給要綱の制定 (こども支援課)・・・264
・綾部市緊急金融支援信用保証 料補助金交付要綱の廃止 (商工労政課)・・・204	・綾部市立病院の診療費並びに 付随する経費の徴収及び収納 事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・269
・令和7年度一般廃棄物処理計 画の制定 (環境保全課)・・・205	・犬の登録並びに狂犬病予防注 射済票交付手数料の徴収及び 収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・270
・令和7年度固定資産の価格等 の登録 (税務課)・・・218	・し尿くみ取券売りさばき業務 委託に関する告示 (環境政策課)・・・271
・綾部市通話録音装置の設置及 び管理運用に関する要綱の制 定 (総務課)・・・219	・証明書等自動交付サービスに 係る手数料収納事務委託告示 (市民・国保課)・・・272
・綾部市後援等の名義使用等に 関する取扱要綱の制定 (秘書広報課)・・・221	・綾部市下水道事業収納取扱金 融機関の指定 (下水道課)・・・273
・綾部市家庭向け自立型再生可 能エネルギー導入費補助金交 付要綱の一部改正 (環境企画課)・・・230	・公金事務委託に関する告示 (税務課)・・・274
・綾部市住宅用太陽光発電シス テム設置費補助金交付要綱の 一部改正 (環境企画課)・・・237	・指定納付受託者の指定告示 (税務課)・・・276
・綾部市工事監督検査要領の一 部改正 (監理課)・・・244	・地縁団体変更告示(安国寺町 自治会) (市民協働課)・・・277
・綾部市指名競争入札における 業者の指名停止等措置要綱の 一部改正 (監理課)・・・245	・地縁団体変更告示(安国寺町 自治会) (市民協働課)・・・278
・綾部市新婚生活支援事業補助 金交付要綱の一部改正 (企画政策課)・・・254	・地縁団体変更告示(鳥居野自 治会) (市民協働課)・・・279
・綾部市多子世帯、三世同居・ 近居住宅リフォーム支援事業 補助金交付要綱の一部改正 (子育て支援課)・・・261	・地縁団体変更告示(向田町自 治会) (市民協働課)・・・280
	・地縁団体変更告示(延近自治 会) (市民協働課)・・・281
	・地縁団体変更告示(高倉町自

治会)	
	(市民協働課)・・・282
・地縁団体変更告示(岡倉自治会)	(市民協働課)・・・283
・地縁団体変更告示(西方自治会)	(市民協働課)・・・284
・指定ごみ袋の取扱販売業務の委託告示	(環境政策課)・・・285
・綾部市水源の里活性化補助金交付要綱の一部改正	(定住・地域政策課)・・・287
・綾部市不当要求行為等対策委員会設置要綱の廃止	(総務課)・・・288
・綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱の廃止	(商工労政課)・・・289
・公金事務委託に関する告示	(企画政策課)・・・290
・くらしの資金償還金の収納事務委託に関する告示	(社会福祉課)・・・291
○訓令甲	
・綾部市現業職員給与規程の一部改正	(職員課)・・・292
・綾部市決裁規程の一部改正	(職員課)・・・301
・綾部市職員安全衛生管理規程の一部改正	(職員課)・・・302
・綾部市文書取扱規程の一部改正	(総務課)・・・303
・綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部改正	(人権推進課)・・・304

○公 告	
・公示送達	(市民・国保課)・・・305
・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画(案)の縦覧について	(農政課)・・・306
・公示送達	(税務課)・・・307
・旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について	(農業委員会)・・・308
・所有者の判明しない猫の収容について	(保健推進課)・・・309
・所有者の判明しない負傷動物の収容について	(保健推進課)・・・310
・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定について	(農政課)・・・311
・公示送達	(税務課)・・・312
・定期予防接種の実施	(こども支援課)・・・313
・高齢者用肺炎球菌予防接種の実施	(保健推進課)・・・314
○上下水道事業管理規程	
・綾部市企業職員給与規程の一部改正	(上水道課)・・・315
・綾部市上下水道部就業規程の一部改正	(上水道課)・・・324
○議会規則	
・綾部市議会情報公開条例施行規則の一部改正	・・・325

○教育委員会規則		・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	
・綾部市教育支援センター設置規則の一部改正	・・・326		・・・345
・綾部市立小学校及び中学校通学区の指定に関する規則の一部改正	・・・327	・合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・・・346
○教育委員会告示		・令和7年2月22日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	・・・347
・令和6年度第13回（3月）綾部市教育委員会招集告示	・・・328		
・綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱の制定	・・・329	・選挙人名簿抄本閲覧の状況について	・・・356
・綾部市地域教育推進員設置要綱の一部改正	・・・336		
・綾部市教育委員会後援等の名義使用等に関する取扱要綱の制定	・・・337	○十倉財産区告示	・・・358
		・綾部市十倉財産区議会招集告示	
○教育長訓令甲			
・綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に係る取扱規程の一部改正	・・・338		
・綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正	・・・339		
○公平委員会規則			
・管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	・・・343		
○選挙管理委員会告示			
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	・・・344		

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 号

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の職務の執行に関する不当要求行為等に対し適正に対処するため、不当要求行為等がなされた場合の対応等に関し必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員並びに同条第 3 項に規定する特別職のうち市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う本市の業務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。
- (3) 不当要求行為等 要望等のうち公正な職務の執行を損ない、又は損なうおそれがある次に掲げる行為をいう。

ア 市が行う行為に対し、正当な理由なく特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為

イ 市が行う行為に対し、正当な理由なく職務の執行を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為

ウ 職員の採用その他の人事に関し、正当な理由なく特定の処分その他の行為を要求する行為

エ 職員に対し、正当な手続を経ることなくその職務上知り得た情報の提供を求める行為

オ 正当な理由なく、職員を長時間拘束し、又は面会を要求する行為

カ 職員に対し、自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為

(ア) 身体の一部や器具等を使って、故意に職員を傷つけようとする行為

(イ) 反論し得ない状況に追い込み、恐怖を感じる程度の強迫行為

(ウ) 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為

(エ) 粗野又は乱暴な言動により嫌悪の情を抱かせる行為

(オ) 正当な権利行使を装い、金銭又は権利を不当に要求する行為

キ アからカまでに掲げる行為のほか、市の事務事業の適正な執行又は庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

(市の責務)

第3条 市は、不当要求行為等に対して適切な措置を講じるとともに、公正な職務の執行を確保するために必要な体制を整備しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、常に法令等を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、要望等の内容を誠実に受け止め、適切に対応しなければならない。

3 職員は、不当要求行為等が行われた場合（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合には、管理監督者（当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。）の指示又は職員自らの判断により複数人で対応するとともに、警察への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

4 職員は、不当要求行為等（そのおそれがあるものを含む。）を受けたときは、その内容を記録し、管理監督者に報告しなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、所属に対する不当要求行為等の認知に努め、これを認知したとき、又は前条第4項の報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理監督者は、前条第4項の報告の内容及び前項の規定により講じた措置について、綾部市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に報告しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

(要望等への対応)

第7条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録しなければならない。

2 職員は、前項の規定により記録した要望等の内容を管理監督者に報告しなければならない。

(対策委員会)

第8条 本市における不当要求行為等への対策を統一的行うため、対策委員会を設置する。

2 対策委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 不当要求行為等への組織的対応に関すること。

(2) 不当要求行為等に係る情報交換、情報共有及び連絡調整に関すること。

(3) 警察等関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不当要求行為等への対策に関し必要な事項に関するこ

と。

- 3 対策委員会は、第5条第2項の報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を市長及び当該報告をした管理監督者に通知するものとする。この場合において、対策委員会は、当該対応方針及び措置について綾部市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）に調査審議を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（審査会）

第9条 市に対する不当要求行為等に適切に対処し、公正な職務の執行を確保するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）前条第3項後段の規定により審査会に求められた事項について調査審議すること。
- （2）不当要求行為等に対して市長が執るべき措置について意見を述べること。

- 3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（不当要求行為等に対する措置）

第10条 市長は、対策委員会から第8条第3項の通知を受けたときは、当該通知に基づき、当該不当要求行為等の行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第2条第3号カに該当するときは、この限りでない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 9 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾部市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 綾部市職員の分限に関する条例（昭和 2 8 年綾部市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「かかる」を「係る」に、「失なわない」を「失わない」に改め、同条第 2 項中「失なわれなかつた」を「失われなかつた」に、「失なう」を「失う」に改める。

(綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第 3 条 綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年綾部市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 5 4 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終る」を「終える」に改める。

(綾部市暴力団排除条例の一部改正)

第 5 条 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(綾部市功労者表彰条例の一部改正)

第 6 条 綾部市功労者表彰条例（平成 3 0 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 7 条 綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例第 1 9 条の 6 第 1 項第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

綾部市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 号

綾部市情報公開条例の一部を改正する条例

綾部市情報公開条例（平成 1 2 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「当該実施機関」の次に「の職員」を加え、「管理」を「保有」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館、資料館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第 5 条を次のように改める。

（公文書の開示請求権）

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

第 6 条の見出しを「（公文書の開示請求の手続）」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、公文書の開示請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により開示することができないとされている情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- （3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- （4）公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- （5）実施機関及び国等（国、他の地方公共団体その他これらに類する団体をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの
- ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- イ 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ
- ウ 特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれ
- （6）実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第 8 条を削る。

第 9 条中「第 7 条」を「前条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「、第 7 条各号の規定にかかわらず」を削り、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時、場所等に関する事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第 12 条第 3 項中「第 17 条」を「第 16 条」に改め、同項後段を削り、同条第 4 項中「期間をその満了する日」を「開示請求があった日」に、「を限度として」を「（第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数。以下同じ。）を限度として、前項に規定する期間を」に、「書面で」を「書面により」に改め、同条第 6 項中「第 3 項後段に規定する書面において、第 2 項に定める決定をするとき」を「実施機関は、開示に係る公文書の全部又は一部を開示しないとき」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項中「同条第 1 項」を「前条第 3 項」に改め、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 13 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 16 条第 2 項及び第 17 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により開示しようとする

るとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第14条を削る。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、「（同条第2項の規定により当該公文書の一部を開示しない旨の決定をしたときを含む。）」を削り、同条第2項中「第12条第3項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項及び第2項を次のように改める。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求に対して、裁決をすべき行政庁をいう。）となる実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、綾部市行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

- 第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市行政不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 号

綾部市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

綾部市行政不服審査会条例（平成 2 8 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 7 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 号

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 馬場定住支援住宅の項を削る。

別表 2 馬場定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「通勤手当」を「地域手当、通勤手当」に改め、同条第 2 項中「給料の月額に、給料の月額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改める。

別表（1）給料表を次のように改める。

（1）給料表

区 分	給 料 月 額
市 長	8 8 9 , 0 0 0 円
副 市 長	7 2 5 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第 3 条中「6 4 0 , 0 0 0 円」を「6 4 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 3 条の 2 中「給料の月額に、給料の月額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 号

綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「4 5 0, 0 0 0 円」を「4 7 5, 0 0 0 円」に、「4 0 0, 0 0 0 円」を「4 1 4, 0 0 0 円」に、「3 6 5, 0 0 0 円」を「3 8 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 4 条第 4 項及び第 5 項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものにあつては、3 号給）」を削る。

第 9 条第 1 項中「のすべて」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 5 0 0 円とする。

第 9 条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 0 条を次のように改める。

第 1 0 条 削除

第 1 1 条の 2 を次のように改める。

(地域手当)

第 1 1 条の 2 地域手当は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 綾部市内で勤務する職員 1 0 0 分の 8 を超えない範囲内で規則で定める割合

(2) 他の地方公共団体との人事交流、他の地方公共団体又は広域行政業務への派遣等により、綾部市外で勤務する職員 当該職員の勤務地が所在する市町村が定める割合

第 1 1 条の 3 第 2 項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第 1 3 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第18条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第19条の2の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第19条の4第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第19条の7第2項第1号及び第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第21条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第25条中「から第11条まで、第11条の3」を「、第11条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	

条 例

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000	386,400		
	87	256,300	297,400	346,400	386,700		
	88	256,600	297,700	346,800	387,000		
	89	256,900	298,000	347,000	387,300		
	90	257,200	298,300	347,400	387,600		
	91	257,500	298,600	347,800	387,900		
	92	257,800	299,000	348,200	388,200		
	93	258,100	299,200	348,400	388,500		
	94		299,400	348,800			
	95		299,700	349,200			
	96		300,100	349,500			
	97		300,300	349,800			
	98		300,600	350,200			
	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			

条 例

	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700
	2	202,200	223,100	350,200
	3	204,500	225,500	351,700
	4	206,700	227,900	353,200
	5	208,900	230,300	354,600
	6	211,200	232,700	356,000
	7	213,400	235,100	357,400
	8	215,600	237,500	358,800
	9	217,800	239,900	360,200
	10	220,000	241,500	361,500
	11	222,200	243,100	362,800
	12	224,400	244,700	364,100
	13	226,600	246,300	365,300
	14	228,700	247,800	366,600
	15	230,800	249,200	367,800
	16	232,900	250,600	369,000
	17	235,000	252,000	370,200
	18	236,800	253,200	371,400
	19	238,500	254,400	372,600
	20	240,200	255,600	373,700
	21	241,900	257,000	374,800
	22	243,200	258,200	376,000
	23	244,500	259,500	377,200
	24	245,800	260,800	378,300
	25	247,000	262,100	379,400
	26	248,100	264,000	380,600
	27	249,200	265,800	381,800
	28	250,300	267,600	382,900
	29	251,500	269,300	384,000
	30	252,800	271,500	385,200
	31	254,000	273,700	386,400
	32	255,200	275,900	387,500
	33	256,300	278,100	388,600
	34	257,500	280,300	389,800
	35	258,700	282,500	391,000
	36	259,900	284,600	392,200
	37	261,100	286,600	393,400
	38	262,300	288,500	394,700
	39	263,500	290,400	395,900
	40	264,700	292,200	397,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	265,900	294,000	398,300
	42	267,000	295,900	399,600
	43	268,100	297,700	400,600
	44	269,200	299,400	401,700
	45	270,200	301,100	402,900
	46	271,000	302,900	404,100
	47	271,800	304,600	405,300
	48	272,600	306,200	406,500
	49	273,300	307,800	407,600
	50	274,100	309,500	408,600
	51	274,800	311,300	409,900
	52	275,500	313,000	411,100
	53	276,300	314,300	412,300
	54	277,100	316,200	413,400
	55	277,900	318,000	414,500
	56	278,600	319,700	415,600
	57	279,300	321,400	416,600
	58	280,100	323,300	417,800
	59	280,900	325,000	419,000
	60	281,600	326,700	420,200
	61	282,200	328,400	420,800
	62	282,900	330,200	421,600
	63	283,600	332,000	422,300
	64	284,200	333,700	422,800
	65	284,900	335,400	423,100
	66	285,600	336,700	423,400
	67	286,300	338,000	423,800
	68	287,000	339,300	424,200
	69	287,700	340,800	424,500
	70	288,500	342,300	424,900
	71	289,200	343,800	425,200
	72	289,900	345,300	425,500
	73	290,400	346,700	425,800
	74	291,100	348,200	426,200
	75	291,800	349,700	426,500
	76	292,400	351,200	426,800
	77	293,000	352,600	427,100
	78	293,700	354,100	427,400
	79	294,300	355,600	427,700
	80	294,900	357,100	427,900
	81	295,500	358,500	428,100
	82	296,100	359,800	
	83	296,700	361,100	
	84	297,300	362,300	

	85	297,800	363,500
	86	298,300	364,700
	87	298,800	365,900
	88	299,300	367,000
	89	299,700	368,100
	90	300,300	369,200
	91	300,800	370,300
	92	301,300	371,400
	93	301,600	372,500
	94	302,100	373,700
	95	302,600	374,800
	96	303,000	375,900
	97	303,400	376,900
	98	303,900	377,900
	99	304,400	378,800
	100	304,800	379,700
	101	305,200	380,500
	102	305,600	381,500
	103	306,000	382,400
	104	306,300	383,300
	105	306,500	384,100
	106	306,800	385,000
	107	307,100	385,900
	108	307,300	386,800
	109	307,500	387,600
	110	307,700	388,600
	111	308,000	389,500
	112	308,300	390,400
	113	308,500	391,000
	114	308,700	391,900
	115	308,900	392,800
	116	309,200	393,700
	117	309,500	394,500
	118	309,700	395,200
	119	310,000	396,000
	120	310,300	396,800
	121	310,500	397,400
	122	310,700	398,100
	123	310,900	398,800
	124	311,200	399,400
	125	311,500	400,000
	126		400,700
	127		401,200
	128		401,800

条 例

	129		402,400	
	130		403,000	
	131		403,500	
	132		404,000	
	133		404,300	
	134		404,600	
	135		404,900	
	136		405,200	
	137		405,500	
	138		405,800	
	139		406,100	
	140		406,400	
	141		406,700	
	142		407,000	
	143		407,300	
	144		407,600	
	145		407,800	
	146		408,100	
	147		408,400	
	148		408,600	
	149		408,800	
	150		409,100	
	151		409,400	
	152		409,600	
	153		409,800	
	154		410,100	
	155		410,400	
	156		410,600	
	157		410,800	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		229, 700	276, 000	330, 000

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

（綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年綾部市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項及び第 5 項中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 6 項」に改め、同条第 6 項中「から第 1 1 条まで、第 1 1 条の 3」を「、第 1 1 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 2 項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者／（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「1 3， 0 0 0 円」とあるのは「1 1， 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3， 0 0 0 円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

5 第 1 条改正後給与条例第 1 3 条の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他）

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1
1 1	7	3	3	1	1
1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7

条 例

3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	

条 例

7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0	8 6			
9 5	9 1	8 7			
9 6	9 2	8 8			
9 7	9 3	8 9			
9 8	9 4	9 0			
9 9	9 5	9 1			
1 0 0	9 6	9 2			
1 0 1	9 7	9 3			
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				

1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

イ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
1 0	1
1 1	1
1 2	1
1 3	1
1 4	2
1 5	3
1 6	4
1 7	5
1 8	6
1 9	7
2 0	8
2 1	9
2 2	1 0
2 3	1 1
2 4	1 2
2 5	1 3
2 6	1 4
2 7	1 5
2 8	1 6
2 9	1 7
3 0	1 8

3 1	1 9
3 2	2 0
3 3	2 1
3 4	2 2
3 5	2 3
3 6	2 4
3 7	2 5
3 8	2 6
3 9	2 7
4 0	2 8
4 1	2 9
4 2	3 0
4 3	3 1
4 4	3 2
4 5	3 3
4 6	3 4
4 7	3 5
4 8	3 6
4 9	3 7
5 0	3 8
5 1	3 9
5 2	4 0
5 3	4 1
5 4	4 2
5 5	4 3
5 6	4 4
5 7	4 5
5 8	4 6
5 9	4 7
6 0	4 8
6 1	4 9
6 2	5 0
6 3	5 1
6 4	5 2
6 5	5 3
6 6	5 4
6 7	5 5
6 8	5 6

6 9	5 7
7 0	5 8
7 1	5 9
7 2	6 0
7 3	6 1
7 4	6 2
7 5	6 3
7 6	6 4
7 7	6 5
7 8	6 6
7 9	6 7
8 0	6 8
8 1	6 9
8 2	7 0
8 3	7 1
8 4	7 2
8 5	7 3
8 6	7 4
8 7	7 5
8 8	7 6
8 9	7 7
9 0	7 8
9 1	7 9
9 2	8 0
9 3	8 1

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 1 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第 8 条の見出しを「（地域手当等）」に改め、同条中「通勤手当」を「地域手当、通勤手当」に改める。

第 9 条第 3 項及び第 1 1 条第 3 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 1 4 条第 4 項中「得た額」を「得た額に、当該額に給与条例第 1 1 条の 2 第 1 号の割合を乗じて得た額を加算した額」に改める。

第 1 5 条を次のように改める。

（基本報酬の支給）

第 1 5 条 基本報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。

3 月額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの基本報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの基本報酬を支給する。

4 前項の規定により基本報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外
のときは、その基本報酬額は、その月の現
日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引
いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第 2 1 条第 2 項中「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 5 条第 1 項」に改める。

第 2 2 条及び第 2 2 条の 2 中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 2 4 条を次のように改める。

（通勤に係る費用弁償）

第 24 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 12 条第 1 項各号に掲げる要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する通勤に係る費用弁償については、給与条例第 12 条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 2 号

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 8 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 3 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額」を、「令和元年」の次に「綾部市」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 4 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 6 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 6 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 6 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 1 6 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 5 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 3 項中「法第 3 1 7 条の 6」を「、法第 3 1 7 条の 6」に改め、同条第 8 項中「市民税」を「、市民税」に改め、同条第 9 項中「市民税の」を「、市民税の」に、「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 5 2 条の 2 第 1 項中「の各号」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「4 月 1 1 日から同月 3 0 日」を「5 月 1 日から同月 3 1 日」に改める。

第 7 7 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 2 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 2 3 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 3 7 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 1 条第 2 項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の綾部市市税条例第 7 1 条第 2 項の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の納期について適用し、令和 7 年度までの軽自動車税の種別割の納期については、なお従前の例による。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 6 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 4 2 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「場合小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「場合 小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項第 2 号中「場合事業」を「場合 事業」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号」を「いずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 4 2 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める

ときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

(１) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(２) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５条中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 7 号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号」を「いずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 8 号

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「法第 1 3 条第 1 項」を「法第 1 0 条の 5 若しくは法第 1 3 条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 9 号

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 0 ）児童福祉に関すること。

第 2 条 綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を削り、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とし、第 1 2 号を第 1 1 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 2 8 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 0 号

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年綾部市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「綾部市八津合町神谷 2 番地の 2」を「綾部市八津合町縄手 1 番地」に改める。

第 6 条第 1 項第 4 号イ中「1 時 3 0 分」を「1 時」に、「4 時 3 0 分」を「4 時」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 1 号

綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例（平成元年綾部市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表ミーティングルームの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 2 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 6 中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 5 条の 6 の 1 0 中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5 千円」を「3 0 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5 千円」を「5 6 万円」に改め、同条第 3 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 4 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 9 条の 4 第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 7 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 8 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 3 号

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 1 条第 1 3 項中「事業所の生活相談員、栄養士」を「事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市工場設置奨励条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 4 号

綾部市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

綾部市工場設置奨励条例（昭和 6 1 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）」を「統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 5 号

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年綾部市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

時間 使用区分	(前 half 日) 午前 9 時 ～午後 3 時	(後 half 日) 午後 3 時 ～午後 9 時	(1 日) 午前 9 時 ～午後 9 時
バーベキューサイト (1 区画)	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円	2, 2 0 0 円

を

」

「

区 分	単 位	使 用 料
バーベキューサイト	1 区画につき 6 時間までごとに	円 1, 1 0 0
	1 人につき 6 時間までごとに	3 0 0

に改める。

備考 3 歳以下は、無料とする。

」

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行する。

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 6 号

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例（平成 8 年綾部市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

温 泉 使 用 料

1 入浴施設

区 分	使 用 料
一 般	円 8 0 0
小 学 生 以 下	4 0 0

2 貸部屋

区 分	単 位	使 用 料
談 話 室	1 室につき 1 時間までごとに	円 1 , 0 0 0
研 修 室		2 , 0 0 0

備考 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の 2 分の 1 の額を加算する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行する。

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 7 号

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「午前 1 1 時から翌日午前 1 0 時」を「午後 2 時から翌日正午」に改める。

別表中

「

時間 使用区分	(日帰り) 午前 1 0 時～午後 5 時	(1 泊) 午前 1 1 時～翌日午前 1 0 時
テント (1 張につき)	円 1, 5 0 0	円 3, 0 0 0

を

」

「

時間 使用区分	(日帰り) 午前 1 0 時～午後 5 時	(1 泊) 午後 2 時～翌日正午
テント (1 張につき)	円 3, 0 0 0	円 6, 0 0 0

に、

」

「

2 テントの設営をしない場合の使用料は、テント 1 張の設営をする場合と同様の方法で算定した額とする。

を

」

「

2 テントの設営をしない場合の使用料は、テント 1 張の設営をする場合と同様の方法で算定した額とする。

に

3 規定時間外に使用する場合、2 時間までごとに 1, 0 0 0 円を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。

」

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行する。

綾部市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 8 号

綾部市都市公園条例の一部を改正する条例

綾部市都市公園条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

あやパーク	綾部市並松町
-------	--------

別表第 2 に次のように加える。

あやパーク	イベントハウス
-------	---------

別表第 3 の 4 の項に次のように加える。

（3）あやパーク

時間 場所	供 用 時 間	供 用 日
	午前 9 時から午後 1 0 時まで	
イベントハウス	1 時間当たり 2 0 0 円	毎日

営利を目的とする場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 7 日から施行する。

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 9 号

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の 2 を次のように改める。

(地域手当)

第 5 条の 2 地域手当は、管理者が別に定める基準により職員に支給する。

第 1 6 条第 2 項中「、父母」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母」に改める。

第 1 9 条中「、第 5 条の 3」を削る。

(綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年綾部市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「、第 5 条の 3」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「（5）重度心身障害者」とあるのは、「（5）重度心身障害者／（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 0 号

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年綾部市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 9 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までを改め、同条第 9 号を同条第 1 2 号とし、同条第 8 号を改め、同号を同条第 1 0 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定のうち同条第 1 1 号並びに第 4 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までを改め、同項に 2 号を加える改正規定のうち同項第 8 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 1 号

綾部市下水道条例の一部を改正する条例

綾部市下水道条例（平成 6 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。
第 1 2 条第 1 項第 1 0 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 2 号

綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年綾部市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤 務 年 数						
	5 年 以 上 1 0 年未満	1 0 年 以 上 1 5 年未満	1 5 年 以 上 2 0 年未満	2 0 年 以 上 2 5 年未満	2 5 年 以 上 3 0 年未満	3 0 年 以 上 3 5 年未満	3 5 年 以 上
団 長	円 239, 000	円 344, 000	円 459, 000	円 594, 000	円 779, 000	円 979, 000	円 1, 079, 000
副 団 長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000
分 団 長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000
部 長 及 び 班 長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, 000
団 員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, 000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

綾部市職員退職年金等支給条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 3 号

綾部市職員退職年金等支給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 綾部市職員退職年金等支給条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 1 8 号）
- (2) 退職年金の年額の改定に関する条例（昭和 2 9 年綾部市条例第 6 号）
- (3) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた退職年金、遺族年金の年額の改定に関する条例（昭和 3 6 年綾部市条例第 3 6 号）
- (4) 昭和 2 8 年 1 2 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退職年金、遺族年金の年額の改定に関する条例（昭和 3 6 年綾部市条例第 3 7 号）
- (5) 平成元年 4 月分から同年 7 月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例（平成 2 年綾部市条例第 2 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 4 号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に、「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「1 2, 5 0 0」を「1 2, 9 0 0」に、「1 3, 3 5 0」を「1 3, 7 0 0」に、「1 4, 2 0 0」を「1 4, 5 0 0」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「1 0, 8 0 0」を「1 1, 3 0 0」に、「1 1, 6 5 0」を「1 2, 1 0 0」に、「1 2, 5 0 0」を「1 2, 9 0 0」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9, 1 0 0」を「9, 7 0 0」に、「9, 9 5 0」を「1 0, 5 0 0」に、「1 0, 8 0 0」を「1 1, 3 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

綾部市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 5 号

綾部市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 2 条第 1 0 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 1 2 条第 5 項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 6 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 0 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 7 7 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 7 0 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 7 8 条第 2 項中「納期限」を「納期限」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 1 1 条の 2 第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 1 1 条の 3 第 1 1 項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項の次に次の 1 項を加える。

1 0 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンション

が法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の 4 を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 70 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 号

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（令和 7 年綾部市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(対策委員会への報告)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の報告は、不当要求行為等記録兼報告書（様式第 1 号）により行わなければならない。

(要望等の記録等)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、要望等の記録をしないことができる。

- (1) 公式又は公開の場における要望等であつて、議事録等に記録される場合
- (2) 要望等が単なる問合せ又は事実関係の確認であることが明白な場合
- (3) 要望等に対する対応が継続するものでなく、改めて対応する必要がない場合（要望等が不当要求行為等に該当する場合を除く。）
- (4) 営業その他社会通念上日常的な活動である場合

2 条例第 7 条第 1 項の規定による要望等の記録を行う場合における同条第 2 項の報告は、要望等報告書（様式第 2 号）により行わなければならない。

(審査会への調査審議の求め)

第 5 条 条例第 8 条第 3 項後段の規定により審査会に調査審議を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事案の内容が不当要求行為等に該当するかどうかの判断
- (2) 不当要求行為等への対応方針及び不当要求行為等に対して執るべき措置の内容
- (3) 条例第 10 条第 2 項の規定による公表の是非
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、不当要求行為等への対応に関する事項

(対策委員会の組織)

第 6 条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、人事担当部長をもって充てる。

- 4 委員は、部長等（綾部市事務分掌規則（昭和46年綾部市規則第6号）第3条第1項に規定する部長及びこれに相当する職にある職員をいう。）をもって充てる。
- 5 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。この場合において、委員長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該不当要求行為等に関係する一部の委員を招集することができる。
- 6 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 対策委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

（審査会の組織）

第7条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、不当要求行為等について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から調査審議が終了した日までとする。

（審査会の会長）

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議等）

第9条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 審査会の庶務は、人事担当課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

不当要求行為等記録兼報告書

年 月 日

綾部市不当要求行為等対策委員会

委員長 様

報告者 所 属
職・氏名

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

発 生 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分		
方 法 ・ 場 所	☐ 面談 ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他 () (場所 :)		
対 応 職 員			
相 手 方	住 所		
	団 体 名		
	氏 名		
	連 絡 先		
不当要求行為 等 の 内 容			
不当要求行為 等 対 して 講 じ た 措 置			
備 考			

様式第 2 号（第 4 条関係）

要 望 等 報 告 書

年 月 日

管理監督者 様

報告者 所 属
職・氏名

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

対 応 日 時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
方 法 ・ 場 所	☐ 面談 ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（ ） （場所： ）		
対 応 職 員			
要 望 等 者	住 所		
	団 体 名		
	氏 名		
	連 絡 先		
要望等の内容			
対 応 ・ 回 答			
備 考			

綾部市民榮譽賞表彰規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 号

綾部市民榮譽賞表彰規則

(目的)

第 1 条 この規則は、文化、学術、スポーツその他の分野において輝かしい活躍と功績を収め、市民の誇りとなり、社会に明るい希望と活力を与えたと認められる者に対し、綾部市民榮譽賞（以下「市民榮譽賞」という。）を授与し、その榮譽をたたえることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 市民榮譽賞を受けることができる者は、文化、学術、スポーツその他の分野において世界的又は全国的に著しい功績を残したと認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に居住している者又は居住していた者

(2) 市長が本市に縁故が深いと認める者

(被表彰者の決定)

第 3 条 被表彰者の決定は、庁議に諮り、市長が決定する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(表彰の実施)

第 4 条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 表彰は、随時行うことができる。

(公表)

第 5 条 市長は、市民榮譽賞の受賞者の氏名及び功績を広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

(市民榮譽賞の取消し)

第 6 条 市長は、市民榮譽賞の受賞者が本人の責めに帰すべき行為により、著しく榮譽を失墜したと認められるときは、市民榮譽賞を取り消すことができる。

(庶務)

第 7 条 市民榮譽賞に関する庶務は、秘書担当課において行う。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 号

綾部市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 1 条第 1 項及び第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改める。

第 4 条中「第 1 2 条第 4 項」を「第 1 1 条第 4 項」に、「決定期間延長通知書」を「決定等期間延長通知書」に改める。

第 8 条を第 1 1 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 1 6 条」を「第 1 5 条」に改め、同条第 3 項を削り、同条を第 1 0 条とする。

第 6 条中「第 1 5 条並びに条例第 2 0 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 4 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 1 5 条」を「第 1 4 条」に改め、同条を第 8 条とし、第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（決定等期間特例延長の通知）

第 5 条 条例第 1 2 条第 1 項の規定による通知は、決定等期間特例延長通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する手続）

第 6 条 条例第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第 9 号）により行うものとする。

2 条例第 1 3 条第 3 項の規定による開示に反対の意思を表示した意見書を第三者が提出する場合は、第三者意見書（様式第 1 0 号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第 1 3 条第 3 項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第 1 1 号）により行うものとする。

（諮問した場合の通知）

第 7 条 条例第 1 6 条第 2 項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（担当者： ）

綾部市情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求する公文書の名称等 （請求する公文書が特定で きるよう、公文書の名称、 請求する文書の内容等をで きるだけ具体的に記載して ください。）	
2 開示の方法 （希望する方法を○で囲ん でください。）	① 閲覧 実施の希望日： ② 写しの交付 ③ 写しの送付
3 備 考	

様式第 2 号中「あった」を「ありました」に、「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 1 条第 1 項」に、

「

1 請求に係る情報の内容	
2 開 示 す る 公 文 書	
3 開 示 の 日 時	
4 開 示 の 場 所	
5 担 当 課 等	
6 備 考	

を

」

「

1 請求のあった公文書の 件名又は内容	
2 開示する公文書の件名	
3 開 示 の 日 時	
4 開 示 の 方 法	
5 開 示 の 場 所	
6 担 当 課 等	
7 備 考	

に

」

改める。

様式第 3 号中「あった公文書」を「ありました公文書」に、「第 1 2 条第 3 項及び第 6 項」を「第 1 1 条第 1 項」に、

「 1 請求に係る情報の内容 を 「 1 請求のあった公文書の
件名又は内容 」 に、

「開示する公文書」を「開示する公文書の件名」に改める。

様式第 4 号中「あった公文書」を「ありました公文書」に、「第 1 2 条第 3 項及び第 6 項」を「第 1 1 条第 2 項」に、

「 1 請求に係る情報の内容 を 「 1 請求のあった公文書の
件名又は内容 」 に、

「開示しない公文書」を「開示しない公文書の件名」に改める。

様式第 5 号中「あった公文書」を「ありました公文書」に、「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に、「第 1 2 条第 6 項」を「第 1 1 条第 2 項」に、

「 1 請求に係る情報の内容 」を 「 1 請求のあった公文書の件名又は内容 」に、

「 開示請求を拒否する公文書の名称 」を 「開示請求を拒否する公文書の件名 」に改める。

様式第 6 号中「あった公文書」を「ありました公文書」に、「第 1 2 条第 6 項」を「第 1 1 条第 2 項」に、

「 1 請求に係る情報の内容 」を 「 1 請求のあった公文書の件名又は内容 」に、

「 保有していない公文書の名称 」を 「保有していない公文書の件名 」に改める。

様式第 7 号中「決定期間延長通知書」を「決定等期間延長通知書」に、「あった」を「ありました」に、「第 1 2 条第 4 項」を「第 1 1 条第 4 項」に、「決定期間を」を「決定等の期間を」に、

1 請求に係る情報の内容	
2 延長後の決定期間	
3 延長の理由	
4 担当課等	
5 備考	

を

」

「

1 請求のあった公文書の件名 又は内容	
2 綾部市情報公開条例第 11 条第 3 項に規定する期間	
3 延 長 後 の 期 間	
4 延 長 の 理 由	
5 担 当 課 等	
6 備 考	

に

」

改め、同様式の次に次の 5 様式を加える。

様式第 8 号（第 5 条関係）

決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、綾部市情報公開条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり決定等の期間を延長しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の件名 又は内容	
2 綾部市情報公開条例第 11 条第 3 項に規定する期間	
3 1 の公文書のうち相当の部分 についての開示決定等の 期間	
4 残りの公文書について開示 決定等をする期間	
5 特 例 延 長 の 理 由	
6 担 当 課 等	
7 備 考	

様式第 9 号（第 6 条関係）

第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市情報公開条例に基づき開示請求がありました公文書に に関する情報が記録されています。

つきましては、本件開示請求に係る公文書の開示決定等について、ご意見があれば、別紙「第三者意見書」を 年 月 日までに提出してください。

1 請求のあった公文書の 件名又は内容	
2 開 示 請 求 の 年 月 日	
3 公文書に記録されてい る情報の内容	
4 開示決定をしようとする理由	☐ 綾部市情報公開条例第 7 条第 2 号イに該当 ☐ 綾部市情報公開条例第 7 条第 3 号に該当 該当理由
5 担 当 課 等	
6 備 考	

様式第 10 号（第 6 条関係）

第三者意見書

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（担当者： ）

年 月 日付け 第 号で照会のありましたことについて、
次のとおり回答します。

1 公文書の件名	
2 開示決定に対する 反対意思の有無	☐ 有 ☐ 無
3 意見 （開示決定に反対 する理由）	

様式第 11 号（第 6 条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり開示することに決定しましたので、綾部市情報公開条例第 13 条第 3 項の規定により通知します。

1 開示する公文書の件名	
2 公文書に記録されている情報の内容	
3 開示決定の日	
4 開示を決定した理由	
5 開示を実施する日	
6 担 当 課 等	
7 備 考	

参考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 1 2 号（第 7 条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

綾部市長



年 月 日付けでありました審査請求について、綾部市行政不服審査会に諮問しましたので、綾部市情報公開条例第 1 6 条第 2 項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	
4 担当課等	
5 備考	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市行政不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 号

綾部市行政不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市行政不服審査会条例施行規則（令和 5 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 7 条」を「第 1 0 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 7 条」を「第 1 0 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 号

綾部市一般職職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「条例第 1 0 条」を「前条第 1 項」に改め、同条第 3 項を削り、同条を第 3 条の 2 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(扶養親族の届出等)

第 3 条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子（条例第 9 条第 3 項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は条例第 9 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場

合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合

第4条を次のように改める。

第4条 前条第1項に規定する認定については、次に掲げる要件を満たす者をもって扶養親族とする。

- (1) その者につき民間その他から扶養手当に相当する手当が支給されていないこと。
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以下であること。
- (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度であること。

(綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年綾部市規則第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 8 号

綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を
改正する規則

綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成 1 1 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 9 号

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則（令和 4 年綾部市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 0 号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表企画総務部の項担当の欄中「、行財政改革担当」を削り、

「

	環境企画課	環境企画担当	
	環境保全課	管理担当、クリーンセンター担当、衛生公苑担当	を

」

「

	環境政策課	ゼロカーボン推進担当、環境管理担当、クリーンセンター担当、衛生公苑担当	に、
--	-------	-------------------------------------	----

」

「

	都市計画課	都市計画担当	
	建築課	住宅・空家等対策担当、建築担当	を

」

「

	都市建築課	都市計画担当、住宅・空家等対策担当、建築担当	に
--	-------	------------------------	---

」

改める。

第 9 条市民・国保課の項第 2 0 号及び第 2 8 号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条環境企画課の項中「環境企画課」を「環境政策課」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

（５）一般廃棄物処理計画の策定に関すること。

第 9 条環境政策課の項に次の 1 4 号を加える。

（６）一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。

（７）斎場の管理運営に関すること。

- (8) 墓地に関すること。
- (9) 廃棄物対策に係る企画及び調査に関すること。
- (1 0) 公害対策の調査、研究、指導及び処理に関すること。
- (1 1) クリーンセンターの管理運営に関すること。
- (1 2) 動物焼却炉の管理運営に関すること。
- (1 3) 衛生公苑の管理運営に関すること。
- (1 4) 綾部市地域し尿処理施設の管理運営に関すること。
- (1 5) 廃棄物（し尿を含む。）の収集及び処理に関すること。
- (1 6) 廃棄物の減量及び資源化に関すること。
- (1 7) 最終処分場（水処理施設を含む。）の管理運営に関すること。
- (1 8) 防疫業務に関すること。
- (1 9) その他環境政策に関すること。

第 9 条環境保全課の項を削る。

第 1 0 条高齢者支援課の項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (1 8) シルバー人材センターに関すること。

第 1 1 条子育て支援課の項第 6 号中「子ども」を「こども」に改める。

第 1 2 条商工労政課の項中第 1 7 号を削り、第 1 8 号を第 1 7 号とする。

第 1 4 条都市計画課の項中「都市計画課」を「都市建築課」に改め、同項に次の 1 1 号を加える。

- (1 6) 市営住宅の計画、建設及び管理に関すること。
- (1 7) 府営住宅建替事業等に関すること。
- (1 8) 住宅改良資金の融資に関すること。
- (1 9) 市有建造物（教育施設を含む。）の維持補修工事に関すること。
- (2 0) 市有建造物（教育施設を含む。）に係る工事の調査、計画、設計、施工、監督及び検査に関すること。
- (2 1) 市有建造物（教育施設を含む。）の災害の事前防止及び復旧に関すること。
- (2 2) 建築物の防災・安全対策に関すること。
- (2 3) 地域優良賃貸住宅に関すること。
- (2 4) 耐震診断及び耐震化補助金に関すること。
- (2 5) がけ地近接等危険住宅の移転に関すること。
- (2 6) 空家等対策に関すること。

第 1 4 条建築課の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 1 号

綾部市一般職職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 3 条第 1 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 3 条中「ただし書」を「本文及びただし書並びに第 3 項」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 7 条中「第 1 3 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加える。

第 8 条第 1 項中「第 1 3 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「同条同項」を「同条第 1 項又は第 3 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 1 3 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の地域手当に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 2 号

綾部市一般職職員の地域手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 1 1 条の 2 に規定する地域手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給割合)

第 2 条 条例第 1 1 条の 2 第 1 号の規則で定める割合は、1 0 0 分の 4 とする。

(手当の支給)

第 3 条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 3 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（基本報酬の支給）

第 6 条の 2 条例第 1 5 条第 1 項に規定する市長が規則で定める期日は、月額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の 2 1 日とし、日額又は時間額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月 2 1 日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第 1 7 条第 2 項を削り、同条第 1 項中「第 2 4 条」を「第 2 4 条第 2 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 2 4 条の規定により支給する通勤に係る費用弁償の届出その他の手続については、一般職職員に支給する通勤手当の例による。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 4 号

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「この表の「5 日以上」には」を「「5 日以上」とは」に、「含むものとする」を「含むものをいう」に改める。

別表第 3（3）の項中「6 日」を「市長が定める期間内における連続する 6 日」に改め、同表（8）の項中「連続する 5 日の範囲内の期間」を「一の年度において別表第 6 に定める期間」に改め、同表（10）の項中「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削る。

別表第 4（5）の項を次のように改める。

（5） 9 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 1 2 1 日以上であるものに限る。次項において同じ。）が、次に掲げる事由により、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること。 イ 学校保健安全法（昭和 3 3 年法	一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
--	--

律第 56 号) 第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして、次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと。 (ア) 学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止 (イ) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他の施設若しくは児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業に準ずる事由又は（ア）の事由に準ずるもの ウ その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること。	
---	--

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6（別表第 3 関係）

1 週間の勤務日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 この表において、「5 日以上」とは、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものをいう。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年綾部市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 5 項中「法」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「6 日」を「市長が定める期間内における連続する 6 日」に改め、同表の 1 1 の項を次のように改める。

1 1 削除	
別表第 2 の 2 2 の項を次のように改める。	
2 2 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、次に掲げる事由により、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること。 (2) 学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして、次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと。 ア 学校保健安全法第 1 9 条の規定による出席停止 イ 児童福祉法第 3 9 条第 1 項に	1 日又は 1 時間を単位として、一の年において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間

規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設若しくは児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアの事由に準ずるもの （3）その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること。	
--	--

（綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年綾部市規則第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 6 号

綾部市公印規則の一部を改正する規則

綾部市公印規則（昭和 2 8 年綾部市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

綾部市長之印	長 方 形	縦 7 ミリメートル 横 1 2 ミリメートル	退職年金証書等
綾部市長之印（市 民・国保課専用）	正 方 形	2 1 ミリメートル	市民・国保課発行 公文書

を

」

「

綾部市長之印（市 民・国保課専用）	同 上	2 1 ミリメートル	市民・国保課発行 公文書
----------------------	-----	------------	-----------------

に、

」

「

綾部市長職務代理 者印	長 方 形	縦 7 ミリメートル 横 1 2 ミリメートル	退職年金証書等
綾部市長職務代理 者印（市民・国保課 専用）	正 方 形	2 1 ミリメートル	市民・国保課発行 公文書

を

」

「

綾部市長職務代理 者印（市民・国保課 専用）	同 上	2 1 ミリメートル	市民・国保課発行 公文書
------------------------------	-----	------------	-----------------

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 7 号

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「

使用の日時	年 月 日	午前半日	午後半日	昼間 1 日	夜間半日	全 日
		前半日	後半日	1 日		

を

（該当箇所を○で囲む）

」

「

使用の日時	年 月 日	午前半日	午後半日	昼間 1 日	夜間半日	全 日
		前半日	後半日	1 日	（ 時 ～ 時）	

に

（該当箇所を○で囲む）

」

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行する。

あやべ温泉の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 8 号

あやべ温泉の管理及び運営規則の一部を改正する規則

あやべ温泉の管理及び運営規則（平成 8 年綾部市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 1 1 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 2 条及び第 4 条」を「第 2 条から第 4 条まで及び第 6 条」に、「これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする」を「第 2 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条中「（様式第 1 号）を市長に」とあるのは「（指定管理者が定めるもの）を指定管理者に」と、第 4 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「（様式第 2 号）」とあるのは「（指定管理者が定めるもの）」と、第 6 条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする」に改め、同条第 2 項中「第 3 条及び第 5 条」を「第 5 条及び第 7 条」に、「第 3 条中」を「第 5 条中」に、「別記様式」を「様式第 3 号」に、「第 5 条中」を「第 7 条中」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（貸部屋の準備等に係る使用時間）

第 8 条 貸部屋に係る使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等の原状回復に要する時間を含めたものとする。

（使用者の義務）

第 9 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。ただし、入浴施設については、第 2 号から第 4 号までの規定は、適用しない。

- （1）条例、規則及び係員の指示に従うこと。
- （2）許可を受けた場所以外の場所を使用しないこと。
- （3）許可を受けた場所以外において、火気を使用しないこと。
- （4）使用が終わったときは、直ちに原状に復し、係員の点検を受けること。

第 6 条を削る。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、条例別表に規定する入浴施設（以下「入浴施設」という。）については、同表の 2 及び 3 の項は、適用しない。

第 5 条の表を次のように改める。

	還付するとき	還付する割合
1	自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。	1 0 0 分の 1 0 0

2	使用日の１０日前までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。	１００分の５０
3	使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じたとき。	過納金の全部

第５条を第７条とし、第４条を第６条とする。

第３条中「別記様式」を「様式第３号」に改め、同条を第５条とし、第２条の次に次の２条を加える。

（貸部屋に係る使用の許可の申請）

第３条 条例別表に規定する貸部屋（以下「貸部屋」という。）を使用しようとする者は、あやべ温泉（貸部屋）使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

（貸部屋に係る使用の許可）

第４条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、あやべ温泉（貸部屋）使用許可書（様式第２号）を申請者に交付する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名
(代表者名)

あやべ温泉使用料減免申請書

あやべ温泉使用料を下記の理由により減免願いたく申請します。

記

減 免 申 請 の 理 由			
代 表 者	住所	氏名	
使 用 年 月 日	年 月 日	前 午 時 ~ 午 時 後 後	
使 用 人 数	一 般 人	小学生以下	人
使用する施設等	入浴施設	談話室	研修室

以下は記入しないでください。

			申 請 年 月 日	年 月 日	
			決 裁 年 月 日	年 月 日	
			許 可 年 月 日	年 月 日	
			許 可 番 号	第 号	
減免前 入浴料	一 般 円	減免額	一 般 円	減免後 入浴料	一 般 円
	小学生以下 円		小学生以下 円		小学生以下 円
	合 計 円		合 計 円		合 計 円
減免前 貸部屋 使用料	円	減免額	円	減免後 貸部屋 使用料	円

別記様式を様式第 3 号とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号（第 3 条関係）

あやべ温泉（貸部屋）使用許可申請書

綾部市長 様	住 所					
	氏名（団体名）					
	電 話 番 号					
使 用 の 日 時	年 月 日	時 分 から 時 分 まで				
使用する貸部屋 （該当する 貸部屋を○で 囲む）	・ 談話室 ・ 研修室					
使 用 の 目 的	会議又は行事の 名 称 及 び 内 容		予 定 人 員	人		
使 用 者 の 行 う 特 別 設 備	・ 設置する （内容） ・ 設置しない		冷 暖 房 の 使 用	・ 使用する ・ 使用しない		

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者

住 所

電話番号

氏 名

登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

使 用 料	貸 部 屋	金 額	領 収 印
		円	
		円	
	合計（ %対象）	円	
	うち消費税	円	
許 可 条 件		別 紙 ・ な し	

使 用 の 許 可	
年 月 日	
第 号	

様式第 2 号（第 4 条関係）

あやべ温泉（貸部屋）使用許可書

様	住	所		
	氏名（団体名）			
	電 話 番 号			
使用の日時	年	月	日	時 分から 時 分まで
使用する貸部屋 （該当する 貸部屋を○で 囲む）	・ 談話室 ・ 研修室			
使用の目的	会議又は行事の 名称及び内容		予定人員	人
使用者の 行う特別設備	・ 設置する （内容） ・ 設置しない		冷暖房の 使 用	・ 使用する ・ 使用しない

上記のとおり許可します。

年 月 日

綾部市長

印

登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

使 用 料	貸 部 屋	金 額	領 収 印
		円	
		円	
	合計（ %対象）	円	
	うち消費税	円	
許 可 条 件		別 紙 ・ な し	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行する。

(施行日前における使用許可手続)

- 2 この規則による温泉（貸部屋に限る。）の使用許可手続については、施行日前においても行うことができる。

規 則

綾部市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 9 号

綾部市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市都市公園条例施行規則（昭和 4 2 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 2 号中

「

有料公園施設の場所	山家城址	梅 里 苑	和室 1 号	和室 2 号	和室 3 号
	公 園	山家城址館	舞台	控室	

を

」

「

有料公園施設の場所	山家城址公園	梅 里 苑	和室 1 号	和室 2 号	和室 3 号
		山家城址館	舞台	控室	
	あやパーク	イベントハウス			

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 7 日から施行する。

綾部市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 0 号

綾部市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

綾部市児童手当事務処理規則（平成 2 5 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童手当等（児童手当及び法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第 2 条中「「省令」」を「「規則」」に、「児童手当・特例給付認定（認定請求却下）通知書」を「児童手当認定（認定請求却下）通知書」に改める。

第 3 条中「省令」を「規則」に改める。

第 4 条中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付額改定（額改定請求却下）通知書」を「児童手当額改定（額改定請求却下）通知書」に改める。

第 5 条中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付額改定（額改定請求却下）通知書」を「児童手当額改定（額改定請求却下）通知書」に改める。

第 6 条及び第 7 条中「省令」を「規則」に改める。

第 8 条の見出し中「に基づく」を「による」に改め、同条中「省令」を「規則」に、「であっても、公簿等によって児童手当等」を「においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって児童手当」に、「に基づいて」を「により」に、「児童手当・特例給付額改定（額改定請求却下）通知書」を「児童手当額改定（額改定請求却下）通知書」に改める。

第 9 条中「省令」を「規則」に、「同令第 4 条第 3 項」を「同条第 3 項」に、「その内容を審査の上、児童手当法施行令（昭和 4 6 年政令第 2 8 1 号）第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合にあっては児童手当・特例給付認定（認定請求却下）通知書（様式第 1 号）により届出者に通知し、支給事由が消滅したものと認めた場合にあっては当該届書をもって当該手当等の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（様式第 5 号）により、届出者」を「当該届書の記載事項又は公簿等によりその内容を審査の上、支給事由が消滅したことを確認したときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（様式第 5 号）により、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者」に改める。

第 1 0 条中「省令」を「規則」に、「当該手当」を「児童手当」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」

を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第2項中「であっても、公簿等によって」を「においても、受給者のうちに公簿等により」に、「に基づいて当該手当等」を「により児童手当」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改める。

第12条中「省令」を「規則」に、「第1項の未支払児童手当等請求書」を「第1項の未支払児童手当請求書」に、「未支払児童手当等請求書（施設等受給者用）」を「未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）」に、「未支払児童手当・特例給付支給決定（請求却下）通知書」を「未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書」に改める。

第13条第1項中「請求者又は」を「児童手当の請求者又は」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に改め、「（以下この条において「申出書」という。）」を削り、「児童手当等」を「児童手当」に、「申出書に記載」を「当該申出書に記載」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第14条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「支給される児童手当等」を「支給される児童手当」に、「金額を控除した額」を「金額を控除した額とする」に、「対しては、児童手当等」を「対しては、児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）通知書」に改め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第15条の見出し中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に、「額を控除した額」を「額を控除した額とする」に改める。

第16条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付不支給・支払差止め通知書」を「児童手当支払差止め通知書」に改める。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当認定（認定請求却下）通知書

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の
とおり認定 しましたので通知します。

理由で請求を却下

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分
の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

認 定 に 関 す る 事 項									
1 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>（3 歳未満）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（3 歳以上）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（うち第 3 子以降）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	（3 歳未満）	人	（3 歳以上）	人	（うち第 3 子以降）	人	計	人
（3 歳未満）	人								
（3 歳以上）	人								
（うち第 3 子以降）	人								
計	人								
2 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>（3 歳未満）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>（3 歳以上）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>（うち第 3 子以降）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	（3 歳未満）	円	（3 歳以上）	円	（うち第 3 子以降）	円	計	円
（3 歳未満）	円								
（3 歳以上）	円								
（うち第 3 子以降）	円								
計	円								
3 支給開始年月	年 月								
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()								
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由									
()									
備 考									

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当認定（認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次のとおり認定 しましたので通知します。

理由で請求を却下

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

認 定 に 関 す る 事 項							
1 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3 支給開始年月	年 月						
4 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備 考							

様式第3号（第4条、第5条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当額改定（額改定請求却下）通知書

児童手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり改定しましたので通知します。
職権 却下

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>（3歳未満）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（うち第3子以降）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	（うち第3子以降）	人	計	人
（3歳未満）	人								
（3歳以上）	人								
（うち第3子以降）	人								
計	人								
2 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>（3歳未満）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>（うち第3子以降）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	（うち第3子以降）	円	計	円
（3歳未満）	円								
（3歳以上）	円								
（うち第3子以降）	円								
計	円								
3 改定年月	年 月								
4 改定（増・減額）の理由（ ）									
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由 ()									
備 考									

様式第4号（第6条、第7条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当額改定（額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり改定しましたので通知します。
職権 却下

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

額 改 定 に 関 す る 事 項							
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>（3歳未満）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	計	人
（3歳未満）	人						
（3歳以上）	人						
計	人						
2 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>（3歳未満）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	計	円
（3歳未満）	円						
（3歳以上）	円						
計	円						
3 改定年月	年 月						
4 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備 考							

様式第 5 号（第 9 条、第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

様式第 6 号（第 10 条、第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書

年 月 日付けで請求のありました未支払の児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定 しましたので通知します。

請求を却下

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分
の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

支払 の 内 容	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで
	支 払 金 額	円
	支 払 年 月 日	年 月 日
	支 払 方 法	
却下の理由		

第 年 月 日 号

様

綾部市長

印

未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付けで請求のありました未支払の児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

請求を却下

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

児 童 の 氏 名	住 所	支 払 の 内 容		却 下 の 理 由
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで	
		支 払 金 額	円	
		支 払 年 月 日	年 月 日	
		支 払 方 法		
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで	
		支 払 金 額	円	
		支 払 年 月 日	年 月 日	
		支 払 方 法		
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで	
		支 払 金 額	円	
		支 払 年 月 日	年 月 日	
		支 払 方 法		
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで	
		支 払 金 額	円	
		支 払 年 月 日	年 月 日	
		支 払 方 法		

合計 円

様式第 9 号中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第 10 号中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）通知書」に、「第 21 条」を「第 21 条第 1 項又は第 2 項」に改め、「特例給付」を削り、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第 11 号及び様式第 12 号を次のように改める。

様式第 11 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第 22 条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

1 対象児童

児 童 の 氏 名

2 徴収内容

児童手当の支払期日	特別徴収する保育料の額	摘 要
年 月分	円 (月分保育料)	
年 月分	円 (月分保育料)	

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

児童手当支払差止め通知書

次のとおり児童手当の支払を一時差し止めましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

支 払 差 止 め の 内 容	支 払 差 止 め 事 由	
	支 払 差 止 め 額	円
	支 払 差 止 め 期 間	年 月分から 年 月分まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 1 号

綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 2 8 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 1 9 条の 2 の 2 第 3 項の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 2 条第 5 項を次のように改める。

5 次に掲げる場合には、条例第 1 9 条の 2 の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

（1）条例第 1 9 条の 2 の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

（2）条例第 1 9 条の 2 の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の住居手当支給規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 2 号中「条例第 1 0 条第 1 項」を「綾部市一般職職員の給与に関する規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 2 0 号）第 3 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 3 号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和 6 0 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「主幹」の次に「、議会事務局次長」を加え、同条第 3 号中「、理事」及び「、議会事務局次長」を削り、同条第 4 号中「担当部長」を「理事、担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 4 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(令和 6 年綾部市条例第 3 9 号) 附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

綾部市職員退職年金等支給条例施行規則及び綾部市職員退職年金等支給条例の一部を改正する条例附則第４項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第２５号

綾部市職員退職年金等支給条例施行規則及び綾部市職員退職年金等支給条例の一部を改正する条例附則第４項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (１) 綾部市職員退職年金等支給条例施行規則（昭和２７年綾部市規則第８号）
- (２) 綾部市職員退職年金等支給条例の一部を改正する条例附則第４項の年金たる給付等を定める規則（昭和５６年綾部市規則第１号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第26号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「81, 290円」を「85, 490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40, 600円」を「42, 700円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 7 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 3 項中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 3 条第 3 項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第 5 7 条第 1 項第 2 0 号及び第 2 1 号を削る。

第 9 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

第 1 3 5 条第 1 項中「振り出し」の次に「、又は通知（電磁的記録を含む。）して、」を加える。

第 1 3 6 条第 1 項中「その表面余白に「要送金」の印を押し、送金払依頼書を添えて」を「又は通知（電磁的記録を含む。）して、」に改める。

第 1 3 7 条第 1 項中「その表面余白に「要振替」の印を押し、支払依頼書を添えて支払金融機関に送付」を「又は通知（電磁的記録を含む。）」に改める。

第 1 3 8 条第 1 項中「債権者に対し現金支払証書を交付し、」を削り、同条第 2 項中「現金支払証書と引換えにこれを」を「又は通知（電磁的記録を含む。）して、」に改める。

第 1 5 1 条第 3 項中「小切手を振り出し、指定金融機関の市の預金口座に振り替え、指定金融機関に報告書合計表を送付しなければならない」を「綾部市公金収納額領収書及び報告書合計表を指定金融機関に送付し、指定金融機関の市の預金口座に振り替えなければならない」に改める。

第 1 5 5 条第 1 項中「送金払依頼書とともに」を削り、同条第 2 項中「支払依頼書とともに」を削る。

別表第 1 住宅使用料等の収納の項中「建築課長」を「都市建築課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員のき章に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 8 号

綾部市職員のき章に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員のき章に関する規則（昭和 5 3 年綾部市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「純銀」を「金属」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市中小企業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 9 号

綾部市中小企業振興条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市中小企業振興条例施行規則（昭和 5 3 年綾部市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表及び第 5 条の表中「京都府地域商業活性化事業費補助金交付要綱」を「京都府地域商業活性化・物価高騰対策事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 0 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 8 号を次のように改める。

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

綾部市長 様

次のとおり申告（報告）及び申請します。

納税（申告・報告）義務者		所有者		新 規		申告の理由		種 別		標 識 番 号	綾 部 市		
		住 所 又は 所在地	〒	新 規	変 更								
納税（申告・報告）義務者		住 所 又は 所在地		〒	新 規		変 更		原動機付自転車		小型特殊自動車	年 月 日	
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			購入 譲受け 転入 その他 ()		所有者 使用者 住所 標識番号 その他 ()		☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー		☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()		
納税（申告・報告）義務者		住 所 又は 所在地		〒	年 月 日		電 話 番 号		車 名		型式及び年式	原動機の型式番号	年 月 日
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			所有者と同じ				主たる定置場 * () 内は旧主たる 定置場所 の 市町村名を記入				
納税（申告・報告）義務者		住 所 又は 所在地		〒	年 月 日		電 話 番 号		車 台 番 号		型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW	最高出力 kW
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			所有者と同じ				長 さ		幅	最高速度	
納税（申告・報告）義務者		住 所 又は 所在地		〒	年 月 日		電 話 番 号		上記		原動機付自転車		最高出力 kW
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			所有者と同じ				販売渡		☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー		
届出者		住 所 又は 所在地		〒	年 月 日		電 話 番 号		証明書		□小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。		年 月 日
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			所有者と同じ				住所又は所在地		氏名又は名称		
届出者		電話番号		年 月 日		電 話 番 号		電 話 番 号		電 話 番 号		電 話 番 号	

様式第60号を次のように改める。

様式第60号

(表)

世帯識別	
------	--

様

年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

年度の軽自動車税（種別割）を下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

標 識 番 号	種 別	税 額	所 有 者 名	通 知 書 番 号
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		台	円	/ ページ

納期限の日に下記口座から振り替えさせていただきます。

金融機関名			
支 店 名			
口 座 番 号		種 別	
口座名義人			

期 別	年度 全期分
納期限	年 月 日

納付場所	金 融 機 関 等	綾部市役所・京都銀行・京都北都信用金庫・京都丹の国農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局
	コンビニエンスストア	
	スマートフォンアプリ	

・e Lマークの記載面にQRコード（※）が記載された納付書は、QRコードに対応した金融機関やスマートフォンアプリでも納付できます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

規 則
(裏)

こ の 税 金 の 課 税 の 根 拠 な ど に つ い て

この「納税通知書」による 年度分の軽自動車税（種別割）の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠

この税金は、地方税法及び綾部市市税条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、軽二輪、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、別表により 年 月 日の所有者に課せられます。

2. 申 告

廃車・購入又は機械・所有者の変更等があったときは、市税条例の規定による申告をしてください。

3. 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合（平成26年1月1日以降）で計算された金額

・納期限後1か月以内 ：延滞金特例基準割合（※1）に年1％を加算した割合（上限7.3％）

・納期限後1か月経過後：延滞金特例基準割合（※1）に年7.3％を加算した割合（上限14.6％）

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

4. 滞 納 処 分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。（地方税法第463条の2第1項第1号）

5. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

6. 減 免

障害者手帳等の交付を受けている方は、減免になる場合がありますので、納期限（ 年 月 日）までに申請してください。

※軽自動車税（種別割）の減免を受けている方が普通自動車に乗り換えられた場合、同一年度内に自動車税（種別割）の減免を受けることはできませんので、ご注意ください。

7. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名（名称）等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

(別表)

◆原動機付自転車及び二輪車等の税率（税額）

◆三輪及び四輪の軽自動車の税率（税額）

◆三輪及び四輪の軽自動車の軽減税率（税額）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 1 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を
改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 3 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものにあっては、3）」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	摘要
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	1 0 0 / 1 0 0	
	その他の期間	1 0 0 / 1 0 0 以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		1 0 0 / 1 0 0 以下	正規の修学年数内の期間に限る。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	1 0 0 / 1 0 0 以下	
	その他の期間（商店、自家営業在家庭等）	2 5 / 1 0 0 以 下	部内の他の職員との均衡を

			著しく失する 場合は、５０ ／１００以下
--	--	--	----------------------------

別表第３及び別表第３の２を次のように改める。

別表第３

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１
６	１	１	１	１	１	１
７	１	１	１	１	１	１
８	１	１	１	１	１	１
９	１	１	１	１	１	１
１０	１	１	１	２	１	１
１１	１	１	１	３	１	１
１２	１	１	１	４	１	１
１３	１	１	１	５	１	１
１４	１	１	１	６	２	１
１５	１	１	１	７	３	１
１６	１	１	１	８	４	１
１７	１	１	１	９	５	１
１８	１	１	１	１０	６	２
１９	１	１	１	１１	７	３
２０	１	１	１	１２	８	４
２１	１	１	１	１３	９	５
２２	１	２	２	１４	１０	５
２３	１	３	３	１５	１１	６
２４	１	４	４	１６	１２	６
２５	１	５	５	１７	１３	７
２６	１	６	６	１８	１４	７
２７	１	７	７	１９	１５	８
２８	１	８	８	２０	１６	８
２９	１	９	９	２１	１７	９

規 則

3 0	1	1 0	1 0	2 2	1 8	9
3 1	1	1 1	1 1	2 3	1 9	1 0
3 2	1	1 2	1 2	2 4	2 0	1 0
3 3	1	1 3	1 3	2 5	2 1	1 1
3 4	2	1 4	1 4	2 6	2 2	1 1
3 5	3	1 5	1 5	2 7	2 3	1 2
3 6	4	1 6	1 6	2 8	2 4	1 2
3 7	5	1 7	1 7	2 9	2 5	1 3
3 8	6	1 8	1 8	3 0	2 6	1 3
3 9	7	1 9	1 9	3 1	2 7	1 3
4 0	8	2 0	2 0	3 2	2 8	1 3
4 1	9	2 1	2 1	3 3	2 9	1 4
4 2	1 0	2 2	2 2	3 4	2 9	1 4
4 3	1 1	2 3	2 3	3 5	3 0	1 4
4 4	1 2	2 4	2 4	3 6	3 0	1 4
4 5	1 3	2 5	2 5	3 7	3 1	1 5
4 6	1 4	2 6	2 6	3 8	3 1	1 5
4 7	1 5	2 7	2 7	3 9	3 2	1 5
4 8	1 6	2 8	2 8	4 0	3 2	1 5
4 9	1 7	2 9	2 9	4 1	3 3	1 5
5 0	1 8	3 0	3 0	4 2	3 3	1 5
5 1	1 9	3 1	3 1	4 3	3 4	1 5
5 2	2 0	3 2	3 2	4 4	3 4	1 5
5 3	2 1	3 3	3 3	4 5	3 5	1 5
5 4	2 1	3 3	3 4	4 6	3 5	1 5
5 5	2 2	3 4	3 5	4 7	3 6	1 5
5 6	2 2	3 4	3 6	4 8	3 6	1 5
5 7	2 3	3 5	3 7	4 9	3 7	1 5
5 8	2 3	3 5	3 7	5 0	3 7	1 5
5 9	2 4	3 6	3 7	5 1	3 8	1 5
6 0	2 4	3 6	3 8	5 2	3 8	1 5
6 1	2 5	3 7	3 8	5 3	3 8	1 5
6 2	2 5	3 8	3 8	5 4	3 8	1 5
6 3	2 6	3 9	3 9	5 5	3 8	1 5
6 4	2 6	4 0	3 9	5 6	3 8	1 5
6 5	2 7	4 1	3 9	5 7	3 8	1 5
6 6	2 7	4 1	4 0	5 8	3 8	1 6
6 7	2 8	4 2	4 0	5 9	3 8	1 6

規 則

6 8	2 8	4 2	4 0	6 0	3 8	1 6
6 9	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6
7 0	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6
7 1	2 9	4 4	4 1	6 0	3 9	1 6
7 2	3 0	4 4	4 2	6 0	3 9	1 6
7 3	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9	1 7
7 4	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9	
7 5	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9	
7 6	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9	
7 7	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9	
7 8	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9	
7 9	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9	
8 0	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9	
8 1	3 3	4 6	4 5	6 3	4 0	
8 2	3 3	4 6	4 5	6 4	4 0	
8 3	3 3	4 7	4 5	6 5	4 0	
8 4	3 4	4 7	4 5	6 6	4 0	
8 5	3 4	4 7	4 6	6 7	4 1	
8 6	3 4	4 7	4 6	6 8		
8 7	3 5	4 7	4 6	6 9		
8 8	3 5	4 8	4 6	7 0		
8 9	3 5	4 8	4 7	7 1		
9 0	3 6	4 8	4 7	7 2		
9 1	3 6	4 8	4 7	7 3		
9 2	3 6	4 8	4 7	7 4		
9 3	3 7	4 9	4 7	7 5		
9 4		4 9	4 7			
9 5		4 9	4 7			
9 6		4 9	4 8			
9 7		4 9	4 8			
9 8		5 0	4 8			
9 9		5 0	4 8			
1 0 0		5 0	4 8			
1 0 1		5 0	4 8			
1 0 2		5 0	4 8			
1 0 3		5 1	4 9			
1 0 4		5 1	4 9			
1 0 5		5 1	4 9			

1 0 6		5 1	4 9			
1 0 7		5 1	4 9			
1 0 8		5 2	4 9			
1 0 9		5 2	4 9			
1 1 0		5 2				
1 1 1		5 2				
1 1 2		5 2				
1 1 3		5 2				
1 1 4		5 2				
1 1 5		5 2				
1 1 6		5 2				
1 1 7		5 3				
1 1 8		5 3				
1 1 9		5 3				
1 2 0		5 3				
1 2 1		5 3				
1 2 2		5 3				
1 2 3		5 3				
1 2 4		5 3				
1 2 5		5 3				

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
1 0	2	1
1 1	3	1
1 2	4	1
1 3	5	1
1 4	6	1
1 5	7	1

1 6	8	1
1 7	9	1
1 8	1 0	1
1 9	1 1	1
2 0	1 2	1
2 1	1 3	1
2 2	1 4	1
2 3	1 5	1
2 4	1 6	1
2 5	1 7	1
2 6	1 8	1
2 7	1 9	1
2 8	2 0	1
2 9	2 1	1
3 0	2 2	1
3 1	2 3	1
3 2	2 4	1
3 3	2 5	1
3 4	2 6	1
3 5	2 7	1
3 6	2 8	1
3 7	2 9	1
3 8	3 0	1
3 9	3 1	1
4 0	3 2	1
4 1	3 3	1
4 2	3 4	1
4 3	3 5	1
4 4	3 6	1
4 5	3 7	1
4 6	3 7	1
4 7	3 8	1
4 8	3 8	1
4 9	3 9	1
5 0	3 9	1
5 1	4 0	1
5 2	4 0	1
5 3	4 1	1

5 4	4 1	1
5 5	4 2	1
5 6	4 2	1
5 7	4 3	1
5 8	4 3	2
5 9	4 4	3
6 0	4 4	4
6 1	4 5	5
6 2	4 5	6
6 3	4 6	7
6 4	4 6	8
6 5	4 7	9
6 6	4 7	1 0
6 7	4 8	1 1
6 8	4 8	1 2
6 9	4 9	1 3
7 0	4 9	1 4
7 1	5 0	1 5
7 2	5 0	1 6
7 3	5 1	1 7
7 4	5 1	1 8
7 5	5 2	1 9
7 6	5 2	2 0
7 7	5 3	2 1
7 8	5 3	2 2
7 9	5 3	2 3
8 0	5 4	2 4
8 1	5 4	2 5
8 2	5 4	2 6
8 3	5 5	2 7
8 4	5 5	2 8
8 5	5 5	2 9
8 6	5 6	3 0
8 7	5 6	3 1
8 8	5 6	3 2
8 9	5 7	3 3
9 0	5 7	3 4
9 1	5 8	3 5

9 2	5 8	3 6
9 3	5 9	3 7
9 4	5 9	3 8
9 5	6 0	3 9
9 6	6 0	4 0
9 7	6 1	4 1
9 8	6 1	4 2
9 9	6 1	4 3
1 0 0	6 1	4 4
1 0 1	6 2	4 5
1 0 2	6 2	4 6
1 0 3	6 2	4 7
1 0 4	6 2	4 8
1 0 5	6 3	4 9
1 0 6	6 3	5 0
1 0 7	6 3	5 1
1 0 8	6 3	5 2
1 0 9	6 4	5 3
1 1 0	6 4	5 4
1 1 1	6 4	5 5
1 1 2	6 4	5 6
1 1 3	6 5	5 7
1 1 4	6 5	5 7
1 1 5	6 5	5 8
1 1 6	6 5	5 8
1 1 7	6 6	5 9
1 1 8	6 6	5 9
1 1 9	6 6	6 0
1 2 0	6 6	6 0
1 2 1	6 7	6 1
1 2 2	6 7	6 1
1 2 3	6 7	6 2
1 2 4	6 7	6 2
1 2 5	6 8	6 3
1 2 6		6 3
1 2 7		6 4
1 2 8		6 4
1 2 9		6 5

1 3 0		6 5
1 3 1		6 6
1 3 2		6 6
1 3 3		6 6
1 3 4		6 6
1 3 5		6 7
1 3 6		6 7
1 3 7		6 7
1 3 8		6 7
1 3 9		6 8
1 4 0		6 8
1 4 1		6 8
1 4 2		6 8
1 4 3		6 8
1 4 4		6 8
1 4 5		6 8
1 4 6		6 8
1 4 7		6 8
1 4 8		6 8
1 4 9		6 8
1 5 0		6 8
1 5 1		6 8
1 5 2		6 8
1 5 3		6 8
1 5 4		6 9
1 5 5		6 9
1 5 6		6 9
1 5 7		6 9

別表第 3 の 2

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 3	2 1	2 1	9	1 3	1 7
2	3 3	2 2	2 2	1 0	1 4	1 8
3	3 3	2 3	2 3	1 1	1 5	1 9
4	3 4	2 4	2 4	1 2	1 6	2 0
5	3 5	2 5	2 5	1 3	1 7	2 2

規 則

6	3 6	2 6	2 6	1 4	1 8	2 4
7	3 8	2 7	2 7	1 5	1 9	2 6
8	3 9	2 8	2 8	1 6	2 0	2 8
9	4 1	2 9	2 9	1 7	2 1	3 0
1 0	4 2	3 0	3 0	1 8	2 2	3 2
1 1	4 3	3 1	3 1	1 9	2 3	3 4
1 2	4 4	3 2	3 2	2 0	2 4	3 6
1 3	4 5	3 3	3 3	2 1	2 5	4 0
1 4	4 6	3 4	3 4	2 2	2 6	4 4
1 5	4 7	3 5	3 5	2 3	2 7	6 5
1 6	4 8	3 6	3 6	2 4	2 8	7 2
1 7	4 9	3 7	3 7	2 5	2 9	7 3
1 8	5 0	3 8	3 8	2 6	3 0	7 3
1 9	5 1	3 9	3 9	2 7	3 1	7 3
2 0	5 2	4 0	4 0	2 8	3 2	7 3
2 1	5 4	4 1	4 1	2 9	3 3	7 3
2 2	5 6	4 2	4 2	3 0	3 4	7 3
2 3	5 8	4 3	4 3	3 1	3 5	7 3
2 4	6 0	4 4	4 4	3 2	3 6	7 3
2 5	6 2	4 5	4 5	3 3	3 7	7 3
2 6	6 4	4 6	4 6	3 4	3 8	7 3
2 7	6 6	4 7	4 7	3 5	3 9	7 3
2 8	6 8	4 8	4 8	3 6	4 0	7 3
2 9	7 1	4 9	4 9	3 7	4 2	7 3
3 0	7 4	5 0	5 0	3 8	4 4	7 3
3 1	7 7	5 1	5 1	3 9	4 6	7 3
3 2	8 0	5 2	5 2	4 0	4 8	7 3
3 3	8 3	5 4	5 3	4 1	5 0	7 3
3 4	8 6	5 6	5 4	4 2	5 2	7 3
3 5	8 9	5 8	5 5	4 3	5 4	7 3
3 6	9 2	6 0	5 6	4 4	5 6	7 3
3 7	9 3	6 1	5 9	4 5	5 8	7 3
3 8	9 3	6 2	6 2	4 6	6 8	7 3
3 9	9 3	6 3	6 5	4 7	8 0	7 3
4 0	9 3	6 4	6 8	4 8	8 4	7 3
4 1	9 3	6 6	7 1	4 9	8 5	7 3
4 2	9 3	6 8	7 4	5 0	8 5	7 3
4 3	9 3	7 0	7 7	5 1	8 5	7 3

規 則

4 4	9 3	7 2	8 0	5 2	8 5	7 3
4 5	9 3	7 7	8 4	5 3	8 5	7 3
4 6	9 3	8 2	8 8	5 4	8 5	
4 7	9 3	8 7	9 5	5 5	8 5	
4 8	9 3	9 2	1 0 2	5 6	8 5	
4 9	9 3	9 7	1 0 9	5 7	8 5	
5 0	9 3	1 0 2	1 0 9	5 8	8 5	
5 1	9 3	1 0 7	1 0 9	5 9	8 5	
5 2	9 3	1 1 6	1 0 9	6 0	8 5	
5 3	9 3	1 2 5	1 0 9	6 1	8 5	
5 4	9 3	1 2 5	1 0 9	6 2	8 5	
5 5	9 3	1 2 5	1 0 9	6 3	8 5	
5 6	9 3	1 2 5	1 0 9	6 4	8 5	
5 7	9 3	1 2 5	1 0 9	6 5	8 5	
5 8	9 3	1 2 5	1 0 9	6 6	8 5	
5 9	9 3	1 2 5	1 0 9	6 7	8 5	
6 0	9 3	1 2 5	1 0 9	7 2	8 5	
6 1	9 3	1 2 5	1 0 9	7 7	8 5	
6 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 0	8 5	
6 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 1	8 5	
6 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 2	8 5	
6 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 3	8 5	
6 6	9 3	1 2 5	1 0 9	8 4	8 5	
6 7	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5	
6 8	9 3	1 2 5	1 0 9	8 6	8 5	
6 9	9 3	1 2 5	1 0 9	8 7	8 5	
7 0	9 3	1 2 5	1 0 9	8 8	8 5	
7 1	9 3	1 2 5	1 0 9	8 9	8 5	
7 2	9 3	1 2 5	1 0 9	9 0	8 5	
7 3	9 3	1 2 5	1 0 9	9 1	8 5	
7 4	9 3	1 2 5	1 0 9	9 2		
7 5	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
7 6	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
7 7	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
7 8	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
7 9	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
8 0	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
8 1	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		

規 則

8 2	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
8 3	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
8 4	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
8 5	9 3	1 2 5	1 0 9	9 3		
8 6	9 3	1 2 5	1 0 9			
8 7	9 3	1 2 5	1 0 9			
8 8	9 3	1 2 5	1 0 9			
8 9	9 3	1 2 5	1 0 9			
9 0	9 3	1 2 5	1 0 9			
9 1	9 3	1 2 5	1 0 9			
9 2	9 3	1 2 5	1 0 9			
9 3	9 3	1 2 5	1 0 9			
9 4	9 3	1 2 5				
9 5	9 3	1 2 5				
9 6	9 3	1 2 5				
9 7	9 3	1 2 5				
9 8	9 3	1 2 5				
9 9	9 3	1 2 5				
1 0 0	9 3	1 2 5				
1 0 1	9 3	1 2 5				
1 0 2	9 3	1 2 5				
1 0 3	9 3	1 2 5				
1 0 4	9 3	1 2 5				
1 0 5	9 3	1 2 5				
1 0 6	9 3	1 2 5				
1 0 7	9 3	1 2 5				
1 0 8	9 3	1 2 5				
1 0 9	9 3	1 2 5				
1 1 0	9 3					
1 1 1	9 3					
1 1 2	9 3					
1 1 3	9 3					
1 1 4	9 3					
1 1 5	9 3					
1 1 6	9 3					
1 1 7	9 3					
1 1 8	9 3					
1 1 9	9 3					

1 2 0	9 3					
1 2 1	9 3					
1 2 2	9 3					
1 2 3	9 3					
1 2 4	9 3					
1 2 5	9 3					

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	9	5 7
2	1 0	5 8
3	1 0	5 9
4	1 1	6 0
5	1 2	6 1
6	1 3	6 2
7	1 4	6 3
8	1 5	6 4
9	1 7	6 5
1 0	1 8	6 6
1 1	1 9	6 7
1 2	2 0	6 8
1 3	2 1	6 9
1 4	2 2	7 0
1 5	2 3	7 1
1 6	2 4	7 2
1 7	2 5	7 3
1 8	2 6	7 4
1 9	2 7	7 5
2 0	2 8	7 6
2 1	2 9	7 7
2 2	3 0	7 8
2 3	3 1	7 9
2 4	3 2	8 0
2 5	3 3	8 1
2 6	3 4	8 2
2 7	3 5	8 3
2 8	3 6	8 4
2 9	3 7	8 5

3 0	3 8	8 6
3 1	3 9	8 7
3 2	4 0	8 8
3 3	4 1	8 9
3 4	4 2	9 0
3 5	4 3	9 1
3 6	4 4	9 2
3 7	4 6	9 3
3 8	4 8	9 4
3 9	5 0	9 5
4 0	5 2	9 6
4 1	5 4	9 7
4 2	5 6	9 8
4 3	5 8	9 9
4 4	6 0	1 0 0
4 5	6 2	1 0 1
4 6	6 4	1 0 2
4 7	6 6	1 0 3
4 8	6 8	1 0 4
4 9	7 0	1 0 5
5 0	7 2	1 0 6
5 1	7 4	1 0 7
5 2	7 6	1 0 8
5 3	7 9	1 0 9
5 4	8 2	1 1 0
5 5	8 5	1 1 1
5 6	8 8	1 1 2
5 7	9 0	1 1 4
5 8	9 2	1 1 6
5 9	9 4	1 1 8
6 0	9 6	1 2 0
6 1	1 0 0	1 2 2
6 2	1 0 4	1 2 4
6 3	1 0 8	1 2 6
6 4	1 1 2	1 2 8
6 5	1 1 6	1 3 0
6 6	1 2 0	1 3 4
6 7	1 2 4	1 3 8

6 8	1 2 5	1 5 3
6 9	1 2 5	1 5 7
7 0	1 2 5	1 5 7
7 1	1 2 5	1 5 7
7 2	1 2 5	1 5 7
7 3	1 2 5	1 5 7
7 4	1 2 5	1 5 7
7 5	1 2 5	1 5 7
7 6	1 2 5	1 5 7
7 7	1 2 5	1 5 7
7 8	1 2 5	1 5 7
7 9	1 2 5	1 5 7
8 0	1 2 5	1 5 7
8 1	1 2 5	1 5 7
8 2	1 2 5	
8 3	1 2 5	
8 4	1 2 5	
8 5	1 2 5	
8 6	1 2 5	
8 7	1 2 5	
8 8	1 2 5	
8 9	1 2 5	
9 0	1 2 5	
9 1	1 2 5	
9 2	1 2 5	
9 3	1 2 5	
9 4	1 2 5	
9 5	1 2 5	
9 6	1 2 5	
9 7	1 2 5	
9 8	1 2 5	
9 9	1 2 5	
1 0 0	1 2 5	
1 0 1	1 2 5	
1 0 2	1 2 5	
1 0 3	1 2 5	
1 0 4	1 2 5	
1 0 5	1 2 5	

1 0 6	1 2 5	
1 0 7	1 2 5	
1 0 8	1 2 5	
1 0 9	1 2 5	
1 1 0	1 2 5	
1 1 1	1 2 5	
1 1 2	1 2 5	
1 1 3	1 2 5	
1 1 4	1 2 5	
1 1 5	1 2 5	
1 1 6	1 2 5	
1 1 7	1 2 5	
1 1 8	1 2 5	
1 1 9	1 2 5	
1 2 0	1 2 5	
1 2 1	1 2 5	
1 2 2	1 2 5	
1 2 3	1 2 5	
1 2 4	1 2 5	
1 2 5	1 2 5	
1 2 6	1 2 5	
1 2 7	1 2 5	
1 2 8	1 2 5	
1 2 9	1 2 5	
1 3 0	1 2 5	
1 3 1	1 2 5	
1 3 2	1 2 5	
1 3 3	1 2 5	
1 3 4	1 2 5	
1 3 5	1 2 5	
1 3 6	1 2 5	
1 3 7	1 2 5	
1 3 8	1 2 5	
1 3 9	1 2 5	
1 4 0	1 2 5	
1 4 1	1 2 5	
1 4 2	1 2 5	
1 4 3	1 2 5	

1 4 4	1 2 5	
1 4 5	1 2 5	
1 4 6	1 2 5	
1 4 7	1 2 5	
1 4 8	1 2 5	
1 4 9	1 2 5	
1 5 0	1 2 5	
1 5 1	1 2 5	
1 5 2	1 2 5	
1 5 3	1 2 5	
1 5 4	1 2 5	
1 5 5	1 2 5	
1 5 6	1 2 5	
1 5 7	1 2 5	

別表第4昇給の号給数の項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第5条の2及び第6条の2の規定を適用する。

綾部市告示第 1 4 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 2 日まで（日曜日、土曜日及
び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定
する休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 7 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 7 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 7 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 7 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 7 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 7 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 7 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 7 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 7 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 7 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 7 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和 6 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 1 3 令和 6 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 4 令和 6 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 5 令和 6 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 6 令和 6 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 7 令和 6 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 8 令和 6 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 令和 6 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 17 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 12 年綾部市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中「
懲 役 を 拘 禁 に改める。
」 刑
」

(綾部市訪問介護等利用支援事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 綾部市訪問介護等利用支援事業実施要綱（平成 17 年綾部市告示第 72 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「
懲 役 を 拘 禁 に改める。
」 刑
」

(綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱の一部改正)

第 3 条 綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 19 年綾部市告示第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 7 号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱の一部改正)

第 4 条 綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱（平成 25 年綾部市告示第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正)

第 5 条 綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 27 年綾部市告示第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 6 号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第 1 号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

(綾部市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正)

第 6 条 綾部市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和 6 年綾部市告示第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 18 号

綾部市児童発達支援事業運営要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市児童発達支援事業運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例（令和 6 年綾部市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により設置する綾部市こども発達支援施設において実施する、児童発達支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員その他運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 市長は、綾部市こども発達支援施設の管理及び運営規則（令和 6 年綾部市規則第 45 号）第 2 条に規定する運営方針を基本に、第 6 条の利用児童が日常生活における基本的動作並びに知識及び技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

(指定障害児通所支援事業所の名称)

第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 15 の規定に基づく指定障害児通所支援事業所の名称は、綾部市こども発達支援施設「あいむ」とする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的動作習得の支援
- (2) 集団生活への適応支援
- (3) 家庭養育上の助言及び相談
- (4) 関係機関及び団体等との連携及び協力

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 通常の事業の実施地域は、綾部市全域とする。

(利用者)

第 6 条 事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「利用児童」という。）及びその保護者とする。

- (1) 法第 4 条第 2 項に規定する障害児で、同法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係るもの

(2) 障害の疑いのある児童又は発達に遅れのある児童若しくはその疑いのある児童で、市長が特に必要と認めるもの

(実施日及び実施時間)

第7条 事業の実施日は、月曜日から金曜日まで（条例第5条第2項に規定する休館日及び8月13日から同月15日までを除く。）とする。

2 事業の実施時間は、次のとおりとする。

(1) 1単位目 午前9時から午前11時まで

(2) 2単位目 午後1時30分から午後3時30分まで

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する実施日及び実施時間を変更することができる。

(利用定員)

第8条 事業の利用定員は、1単位目5人、2単位目5人とし、1日当たり10人とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務の内容は、次の表のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管理者	1人（常勤職員）	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
児童発達支援管理責任者	1人（常勤職員）	児童発達支援計画の作成、利用者に対する相談及び援助並びに職員に対する技術指導及び助言を行う。
児童指導員又は保育士	2人以上（うち常勤専任職員1人以上）	利用児童に対して適切な支援を行う。

2 前項に定める職員のほか、必要な職員を置くことができる。

(事業利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業を利用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の利用者、職員等に対して暴力行為又は迷惑行為をしないこと。

(2) 許可を受けた場所以外において、火気を使用しないこと。

(3) 秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為をしないこと。

(緊急時の対応)

第11条 職員は、事業の提供中に、利用児童の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに市長が別に定める協力医療機関又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者に報告するものとする。

2 前項の連絡等が困難なときは、利用児童の病状に適切に対応できる医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業の提供により事故が発生したときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 市長は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 市長は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決)

第 1 4 条 市長は、提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(研修の実施)

第 1 5 条 市長は、事業が適切に提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るため、必要な研修を次のとおり行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(秘密の保持等)

第 1 6 条 職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(記録の整備)

第 1 7 条 市長は、事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。

(綾部市療育教室運営要綱の廃止)

- 2 綾部市療育教室運営要綱（平成 7 年綾部市告示第 2 4 号）は、廃止する。

綾部市告示第 19 号

綾部市保育所等訪問支援事業運営要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市保育所等訪問支援事業運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例（令和 6 年綾部市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により設置する綾部市こども発達支援施設において実施する、保育所等訪問支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員その他運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 市長は、綾部市こども発達支援施設の管理及び運営規則（令和 6 年綾部市規則第 45 号）第 2 条に規定する運営方針を基本に、第 6 条の利用児童が日常生活における基本的動作並びに知識及び技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

(指定障害児通所支援事業所の名称)

第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 15 の規定に基づく指定障害児通所支援事業所の名称は、綾部市こども発達支援施設「あいむ」とする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童に対する集団生活の適応のための専門的な支援
- (2) 訪問先施設の保育士等に対する支援方法の助言
- (3) 保護者支援

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 通常の事業の実施地域は、綾部市全域とする。

(利用者)

第 6 条 事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「利用児童」という。）並びにその保護者及び保育士等とする。

- (1) 法第 4 条第 2 項に規定する障害児で、同法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係るもの

- (2) 障害の疑いのある児童又は発達に遅れのある児童若しくはその疑いのある児童で、市長が特に必要と認めるもの
(実施日及び実施時間)

第7条 事業の実施日は、月曜日から金曜日まで（条例第5条第2項に規定する休館日及び8月13日から同月15日までを除く。）のうち、市長が必要と認める日とする。

2 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する実施日及び実施時間を変更することができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務の内容は、次の表のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管理者	1人（常勤職員）	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
児童発達支援管理責任者	1人（常勤職員）	保育所等訪問支援計画の作成、利用者に対する相談及び援助並びに職員に対する技術指導及び助言を行う。
訪問支援員	1人以上	利用児童及び保育士等に対して訪問等による支援等を行う。

2 前項に定める職員のほか、必要な職員を置くことができる。

(事業利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、事業を利用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者、職員等に対して暴力行為又は迷惑行為をしないこと。
(2) 許可を受けた場所以外において、火気を使用しないこと。
(3) 秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為をしないこと。

(緊急時の対応)

第10条 職員は、事業の提供中に、利用児童の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、訪問先施設の保育士等と連携の上、速やかに市長が別に定める協力医療機関又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者に報告するものとする。

2 前項の連絡等が困難なときは、訪問先施設の保育士等と連携の上、利用児童の病状に適切に対応できる医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業の提供により事故が発生したときは、訪問先施設の保育士等と連携の上、速やかに保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 市長は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
(2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決)

第12条 市長は、提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(研修の実施)

第13条 市長は、事業が適切に提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るため、必要な研修を次のとおり行うものとする。

(1) 採用時研修 採用時3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(秘密の保持等)

第14条 職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(記録の整備)

第15条 市長は、事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月12日から施行する。

綾部市告示第 2 0 号

綾部市放課後等デイサービス事業運営要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市放課後等デイサービス事業運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、綾部市こども発達支援施設の設置及び管理に関する条例（令和 6 年綾部市条例第 4 3 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により設置する綾部市こども発達支援施設（以下「支援施設」という。）において実施する、放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員その他運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 市長は、綾部市こども発達支援施設の管理及び運営規則（令和 6 年綾部市規則第 4 5 号）第 2 条に規定する運営方針を基本に、第 6 条の利用児童が日常生活における基本的動作並びに知識及び技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

(指定障害児通所支援事業所の名称)

第 3 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 2 1 条の 5 の 1 5 の規定に基づく指定障害児通所支援事業所の名称は、綾部市こども発達支援施設「あいむ」とする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自立支援及び日常生活動作習得の支援
- (2) 共生社会の実現に向けた後方支援
- (3) 保護者支援
- (4) 余暇支援
- (5) 支援施設への送迎

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 通常の事業の実施地域は、綾部市全域とする。

(利用者)

第 6 条 事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「利用児童」という。）及びその保護者とする。

- (1) 法第4条第2項に規定する障害児で、同法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係るもの
- (2) 障害の疑いのある児童又は発達に遅れのある児童若しくはその疑いのある児童で、市長が特に必要と認めるもの
(実施日及び開設時間等)

第7条 事業の実施日は、月曜日から金曜日まで（条例第5条第2項に規定する休館日及び8月13日から同月15日までを除く。）とする。

2 事業所の開設時間は、午前11時から午後6時30分までとする。

3 事業の実施時間は、午後2時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日においては、午後0時30分から午後6時までとする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、前3項に規定する実施日、開設時間及び実施時間を変更することができる。

(利用定員)

第8条 事業の利用定員は、1日当たり10人とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務の内容は、次の表のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管理者	1人（常勤職員）	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
児童発達支援管理責任者	1人（常勤職員）	放課後等デイサービス計画の作成、利用者に対する相談及び援助並びに職員に対する技術指導及び助言を行う。
児童指導員又は保育士	2人以上（うち常勤専任職員1人以上）	利用児童に対して適切な支援を行う。

2 前項に定める職員のほか、必要な職員を置くことができる。

(事業利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業を利用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者、職員等に対して暴力行為又は迷惑行為をしないこと。
- (2) 許可を受けた場所以外において、火気を使用しないこと。
- (3) 秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為をしないこと。

(緊急時の対応)

第11条 職員は、事業の提供中に、利用児童の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに市長が別に定める協力医療機関又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者に報告するものとする。

2 前項の連絡等が困難なときは、利用児童の病状に適切に対応できる医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業の提供により事故が発生したときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 市長は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 市長は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決)

第 1 4 条 市長は、提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(研修の実施)

第 1 5 条 市長は、事業が適切に提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るため、必要な研修を次のとおり行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(秘密の保持等)

第 1 6 条 職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(記録の整備)

第 1 7 条 市長は、事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 号

綾部市特定教育・保育施設等の実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定教育・保育施設等の実費徴収（日用品・文房具等）に係る
補足給付事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）の世帯の所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用等（以下「実費」という。）の一部を予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）において使用する用語の例による。

（助成対象者）

第 3 条 助成の対象となる者は、本市に住所を有する保護者で、実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について（令和 6 年 4 月 2 3 日付けこ成保第 2 5 6 号こども家庭庁成育局長通知、6 文科初第 2 7 7 号文部科学省初等中等教育局長通知）別紙実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 4 ー（1）② i）の要件を満たすものとする。

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、保護者が特定教育・保育施設等に支払った実費の額に相当する額とし、児童 1 人当たり月額 2, 7 0 0 円を限度とする。

（助成の方法）

第 5 条 助成の方法は、保護者が特定教育・保育施設等に支払った実費の額に相当する額（その額が前条の助成金の限度額を超える場合にあっては、当該助成金の限度額。以下この条及び次条において同じ。）を、当該保護者に対して市が支払うことによって行うものとする。

（支払手続）

第 6 条 前条の規定により支払った実費の額に相当する額の支払を受けようとする保護者は、当該支払った実費の額に相当する額を、市に請求するものとする。

2 前項の請求をする保護者は、当該請求の際に支払った実費の額に相当する額を証する書類を提出しなければならない。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により第5条の規定による支払を受けた者があるときは、その者に対し、その支払った額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市告示第 2 2 号

綾部市人材確保支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に事業所を有している中小企業者及び大企業者が行う人材確保の取組を支援するため、予算の範囲内において、当該取組に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（農業法人及び個人農家を除く。）をいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の企業（会社及び個人に限る。）であつて、事業を営むものをいう。

(補助対象企業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる企業は、市内に事業所を有している中小企業者又は大企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は、対象としない。

- (1) 統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる大分類 P－医療、福祉のうち中分類 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業を営む企業
- (2) 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当する企業
- (3) 市税を滞納している企業

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表の補助対象事業ごとに補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする企業は、補助対象事業ごとに、補助金の交付を行う年度（以下「交付年度」という。）の1月10日までに綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市人材確保支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請企業に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）交付決定後に第4条に規定する補助対象経費の要件を満たさないことが判明したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 限 度 額
インターンシップ支援事業	インターンシップの受入れに要する経費	10分の10	1人当たり3万円 (1人当たり1日5千円)
副業人材活用事業	中小企業者が副業人材活用のため、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点協議会の構成団体である登録民間人材ビジネス事業者に対して支払った登録料、求人掲載料及び人材紹介手数料。ただし、実際に副業人材を活用した場合に限る。	2分の1	5万円／年
雇用・定住促進事業	市内での社宅又は社員寮整備に要する経費のうち、次に定めるもの 1 建築費又は購入費 2 5年以上の新規借上契約における初年1年間の賃料（1棟4部屋以上の借上げであること。）	4分の1	1 建築又は購入 1棟100万円 1棟まで 2 借上げ 1棟50万円 2棟まで
福利厚生支援事業	社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内の施設の使用料等	2分の1	10万円／年

備考

- 1 補助対象事業は、交付年度の前年度1月1日から交付年度12月31日までに行われたものとする。
- 2 同様の経費を対象とする国又は京都府等の補助金等の交付の対象となる経費並びに消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費とすることができない。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

本 社 所 在 地
名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 氏 名
事 業 所 所 在 地
事 業 所 名

綾部市人材確保支援補助金交付申請書

綾部市人材確保支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請内容

補助対象事業名 （申請される事業名 に○をつけてください。）	事 業 名	
		インターンシップ支援事業
		副業人材活用事業
		雇用・定住促進事業
		福利厚生支援事業
交付申請額		円（千円未満切捨て）

2 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・併給禁止の条件のある他の補助金等の給付を受けていません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

3 添付書類

- ・補助対象経費の内訳等が確認できる書類の写し
- ・本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ。運転免許証等）
- ・事業の内容が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市人材確保支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市人材確保支援補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市人材確保支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補助対象 事業名	
交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 2 3 号

綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「晩婚化及び未婚化が進む中、結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業又は結婚を推進するための事業を行う団体」を「結婚を望む人への多様な出会いの場を提供するための事業を行う団体」に改める。

第 3 条第 1 項中「独身男女」を「独身者」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2）市内に居住し、又は勤務する独身者が 6 人以上参加することを目標に募集すること。

第 5 条を次のように改める。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、1 回の開催につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、1 年度につき 2 5 万円を限度とする。

（1）補助対象経費（当該事業に対する寄附金等の収入がある場合は、その額を控除する。）

（2）1 0 万円

2 前項の補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 2 5 日から施行する。

綾部市告示第 2 4 号

綾部市物価高騰非課税世帯支援給付金支給事業実施要綱（令和 7 年綾部市告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 7 月 3 1 日」に改める。
様式第 2 号中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 7 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 25 号

綾部市老人クラブ補助金交付要綱（平成 28 年綾部市告示第 39 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 号中「単位老人クラブ」の次に「及びおおむね 60 歳以上の個人会員」を加える。

第 5 条第 1 項第 2 号の表中「会員の数」を「会員数（当該事業年度の 4 月 1 日現在の会員数をいう。別表において同じ。）」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者
老人クラブ名
代表者住所
代表者氏名

綾部市老人クラブ補助金交付申請書

綾部市老人クラブ補助金の交付を受けたいので綾部市老人クラブ補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

事業の内容	
事業実施期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日
会員数 （ 年 4 月 1 日現在）	人（男 人、女 人）
交付申請額	円
添付書類	（１）事業計画書（別紙１） （２）収支予算書（別紙２） （３）会員数が分かる資料 （４）その他市長が必要と認める書類

別紙 1

事業計画書

老人クラブ名

[illegible]

別紙 2

収支予算書（抄本）

老人クラブ名 _____

収入の部 (単位：円)

項 目	予 算 額	説 明
市補助金		
合 計		

支出の部 (単位：円)

項 目	予 算 額	説 明
社 会 奉 仕 活 動		
健 康 増 進 活 動		
教養講座・学習活動		
合 計		

様式第 3 号中「㊟」を削る。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者

老人クラブ名

代表者住所

代表者氏名

綾部市老人クラブ補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった綾部市老人クラブ補助金に係る事業が完了しましたので、綾部市老人クラブ補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の内容	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
会員数 (年 4 月 1 日現在)	人 (男 人、女 人)
交付決定額	円
添付書類	(1) 事業報告書 (別紙 1) (2) 収支決算書 (別紙 2) (3) その他市長が必要と認める書類

別紙 2

収支決算書（抄本）

老人クラブ名 _____

収入の部 (単位：円)

項 目	決 算 額	説 明
市補助金		
合 計		

支出の部 (単位：円)

項 目	決 算 額	説 明
社 会 奉 仕 活 動		
健 康 増 進 活 動		
教養講座・学習活動		
合 計		

様式第 5 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 6 号

綾部市老人医療費支給事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項第 1 号中「含む」を「含み、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

綾部市告示第27号

綾部市介護用品支給事業実施要綱（平成１２年綾部市告示第２３号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

綾部市長 山崎善也

第2条中「、介護医療院又は指定介護療養型医療施設」を「又は介護医療院」に改める。

様式第 1 号中

「代筆者氏名 」を
「代筆者氏名」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市告示第 2 8 号

綾部市小児インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（令和 5 年綾部市告示第 1 9 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 1 項中「につき、当該」を「につき、次の各号に掲げる」に、「1, 5 0 0 円」を「当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）皮下接種 1, 5 0 0 円

（2）経鼻接種 3, 0 0 0 円

第 4 条第 2 項中「掲げる」の次に「接種方法及び」を加え、同項各号を次のように改める。

（1）皮下接種による方法であって、予防接種日において生後 6 か月から 1 3 歳未満の者
2 回

（2）皮下接種による方法であって、予防接種日において 1 3 歳から 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者 1 回

（3）経鼻接種による方法であって、予防接種日において 2 歳から 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者 1 回

様式第 1 号中

「

被 接 種 者	フリガナ						
	氏 名						
	生 年 月 日	年	月	日	年 齢	歳	か月
	住 所	☐ 申請者と同じ		〒			
	接 種 日 (該当区分の ☐ にレ点、 接種日を記入)	☐ 生後 6 か月から 1 3 歳未満の者 ☐ 1 回目 年 月 日 ☐ 2 回目 年 月 日 ☐ 1 3 歳から 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者 年 月 日					

を

」

「

被 接 種 者	フリガナ 氏 名			生 年 月 日	年 月 日 (歳 か 月)
	住 所	☐ 申請者と同じ	〒		
	皮 下 接 種	☐ 生後6か月から13歳未満の者 ☐ 1回目 年 月 日 ☐ 2回目 年 月 日			
		☐ 13歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 年 月 日			
	経 鼻 接 種	☐ 2歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 年 月 日			

に、

該当区分の□にレ点、接種日を記入

」

「

また、助成対象者に交付される助成金の請求及び受領の権限を委任されることを承諾します。
年 月 日

を

」

「

また、助成対象者に交付される助成金の請求及び受領の権限を委任されることを承諾します。 に

」

改める。

様式第2号中

「

被 接 種 者	フリガナ						
	氏 名						
	生 年 月 日		年 月 日		年 齢	歳 か月	
	住 所		☐ 申請者 と同じ	〒			
	接 種 日 (申請分のみ記載)		1 回目	年 月 日			
			2 回目	年 月 日			
	接種に要した 費用 (申請分のみ記載)		1 回目	円	合計 円		
			2 回目	円			
	接種医療 機関	名称					
		住所					
TEL							
※複数の医療機関で接種した場合は、この欄に名称・住所・TELを記載してください。							

を

」

「

被 接 種 者	フリガナ								
	氏 名								
	生 年 月 日		年	月	日	年 齢	歳	か月	
	住 所		☐ 申請者 と同じ	〒					
	接 種 方 法		☐ 皮下接種 ☐ 経鼻接種						
	接 種 日 (申請分のみ記載)		1 回目		年			月	日
			2 回目		年			月	日
	接種に要した 費用 (申請分のみ記載)		1 回目		円		合計		
			2 回目		円				
	接種医療 機関	名称							
住所									
TEL									
※複数の医療機関で接種した場合は、この欄に名称・住所・TELを記載してください。									

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

綾部市告示第 29 号

綾部市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給要綱（平成 26 年綾部市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

綾部市告示第 30 号

綾部市軽・中等度難聴児支援事業実施要綱（平成 27 年綾部市告示第 127 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「第 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 4 条第 1 項中「3 分の 2」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）次号に掲げる者以外の者 3 分の 2
- （2）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する者 10 分の 10

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 1 号

綾部市こども家庭センター設置要綱（令和 6 年綾部市告示第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
綾部市こども家庭センター	綾部市青野町東馬場下 1 5 番地の 6

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 2 8 日から施行する。

綾部市告示第 3 2 号

綾部市障害児通学支援事業実施要綱（令和 4 年綾部市告示第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条中「通学支援事業（以下「事業」という。）」を「「事業」」に、「を行うものとする」を「その他前条の目的を達するために市長が必要と認める支援を行うことをいう」に改める。

様式第 2 号中

「一部負担金	円	支援員の交通費相当額	円	を削る。
<u>合 計</u>	<u>円</u>		<u>円</u>	」

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 3 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

間伐促進対策事業（搬出なし）	補助対象経費の 1 0 % 以内
間伐促進対策事業（搬出あり）	補助対象経費の 2 0 % 以内

を

」

削り、

「

条件不利地森林整備事業	作業道作設	1 m につき 2 , 0 0 0 円以内
	間伐	数量に応じて別に定める額
	重機リース等	補助対象経費の 5 0 % 以内 （上限額 1 0 0 , 0 0 0 円）
裏山等危険木除去事業	補助対象経費の 5 0 % 以内（上限額 1 0 0 , 0 0 0 円）	
森林施業省力化推進事業	補助対象経費の 5 0 % 以内（上限額 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円）	

を

」

「

みんな で 守 る 綾 部 の 山 林 事 業	条件不利地森林整備事業	作業道作設	1 mにつき 2, 0 0 0 円 以内
		間伐	数量に応じて別に定める額
		重機リース 等	補助対象経費の50%以内 (上限額100, 000 円)
	裏山等危険木除去事業	補助対象経費の50%以内(上限額 100, 000円)	
	森林施業省力化推進事業	補助対象経費の50%以内(上限額 1, 000, 000円)	
	間伐支援事業	補助対象経費の10%以内	

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 4 号

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）」を「統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類」に改める。

第 3 条第 3 項第 1 号中「平成 2 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの間」を「助成金の交付を行う年度（以下「交付年度」という。）の前年度 1 月 1 日から交付年度 1 2 月 3 1 日まで」に改める。

第 4 条第 1 項中「リース日数及び助成金の交付を行う年度（以下「交付年度」という。）」を「交付年度」に改め、「に 3 6 5（助成金の交付を行う年の前年が閏年の場合は 3 6 6）で除して得た額」を削る。

第 6 条中「交付年度の前年度の 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までのリース分について、」を削る。

様式第 1 号中

「

（3）リース期間及びリース日数

リ ー ス 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
年 リース日数	月 日 ～ 月 日 (④ 日)

を

」

「

（3）リース期間

リ ー ス 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----------	---------------

に、

※助成対象期間は、リース開始日から起算して 1 年間となります。

」

「

(4) 助成金申請額

③助成対象経費		助 成 率 (※1)		④リース日数		1 年 の 日 数 (※2)		助成金申請額 (※3)
円	×		×	日	÷	3 6 5	=	円

※1 助成率は、助成金の交付を行う年度の前年度1月1日現在の長期プライムレートとなります。

※2 助成金の交付を行う年の前年が閏年の場合は、366となります。

※3 助成金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

を

3 添付書類

- (1) リース契約書の写し（初回のみ）
- (2) 導入生産設備の物件価格が確認できる書類の写し（初回のみ）
- (3) 導入生産設備の設置の状況が確認できる写真（初回のみ）
- (4) リース料金の支払が確認できる書類の写し

」

「

(4) 助成金申請額

③ 助 成 対 象 経 費		助 成 率 (※1)		助成金申請額 (※2)
円	×		=	円

※1 助成率は、助成金の交付を行う年度の前年度1月1日現在の長期プライムレートとなります。

に

※2 助成金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

3 添付書類

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入生産設備の物件価格が確認できる書類の写し
- (3) 導入生産設備の設置の状況が確認できる写真

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に助成金の交付決定がされた生産設備については、なお従前の例による。

綾部市告示第 3 5 号

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「及び雇用の拡大」を削る。

第 2 条第 1 号中「日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）」を「統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類」に改める。

第 3 条第 3 号中「（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む。）」を削る。

第 4 条第 2 項を削る。

第 7 条の見出し中「交付決定」の次に「等」を加え、同条中「交付申請」を「申請書の提出」に改める。

第 8 条第 2 号中「第 2 項各号のいずれかに該当」を「に規定する補助対象経費の要件を満たさないことが判明」に改める。

別表インターンシップ支援事業の項、雇用・定住促進事業の項、地域貢献支援事業の項及び福利厚生支援事業の項を削る。

別表備考 2 の項を次のように改める。

2 次に掲げるものは、補助対象経費とすることができない。

（1）同様の経費を対象とする国又は京都府等の補助金等の交付の対象となる経費

（2）綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 4 年綾部市条例第 2 9 号）に基づき固定資産税の課税免除を受けた設備等の取得に係る経費

（3）地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 5 項の規定により固定資産税の課税標準の特例を受けた設備等の取得に係る経費

（4）消費税及び地方消費税相当額

様式第 1 号中

「

	インターンシップ支援事業
	雇用・定住促進事業
	試験機器利用支援事業
	販路拡大支援事業
	地域貢献支援事業
	設備導入支援事業
	福利厚生支援事業
	災害復旧支援事業
	円（千円未満切捨て。）

を

」

「

	試験機器利用支援事業
	販路拡大支援事業
	設備導入支援事業
	災害復旧支援事業
	円（千円未満切捨て）

に改める。

」

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 6 号

あやべ桜が丘団地新築促進補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 2 5 日から施行する。

綾部市告示第 37 号

綾部市除雪機械整備費補助金交付要綱（昭和 63 年綾部市告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「自治会」の次に「又は自治会連合会」を加える。

第 3 条中「自治会長」の次に「又は自治会連合会長」を加える。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「自治会名」の次に「・自治会連合会名」を、「自治会長」の次に「・自治会連合会長」を加える。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 39 号

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 23 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に廃止前の綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 3 条に規定する補助対象者であった者に係る旧要綱第 7 条に規定する補助金の返還等については、なお従前の例による。

綾部市告示第50号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、令和7年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和7年3月27日

綾部市長 山崎善也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	7,000 t
	不燃ごみ	1,100 t
	資源物(びん)	250 t
	〃(缶類)	70 t
	〃(ペットボトル)	90 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	180 t
	粗大ごみ	800 t
	家電4品目	30 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
	泥	30 t
	計	9,542 t
し尿関係	し尿	5,700 kl
	し尿浄化槽汚泥	15,600 kl
	計	21,300 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営・委託)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営・委託)
	野生動物	綾部市(委託)	猪名川町(委託)	綾部市(直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)	
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	2 5 0 t	売却・処理委託
缶 類	7 0 t	売却
ペットボトル	9 0 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	1 8 0 t	処理委託
集団回収	1, 0 0 0 t	各地域で実施
計	1, 5 9 2 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可 燃 ご み	5, 2 0 0 t
不 燃 ご み	5 0 0 t
資 源 物 (び ん)	2 5 0 t
〃 (缶 類)	7 0 t
〃 (ペットボトル)	9 0 t
〃 (白 色 ト レ ー)	2 t
〃 (衣 類)	1 3 0 t
粗大ごみ	7 0 t
家 電 4 品 目	2 0 件
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
泥	3 0 t
計	6, 3 6 2 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可 燃 ご み	別表 1	不 燃 ご み	別表 2
衣 類	別表 3	資 源 物	別表 4
有 害 ご み	別表 4	粗 大 ご み	別表 5
家 電 4 品 目	別表 5	泥	別表 6

ウ 収集の方法

可 燃 ご み	ステーション方式	不 燃 ご み	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資 源 物	ステーション方式
有 害 ご み	ステーション方式	粗 大 ご み	戸別収集方式
家 電 4 品 目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名	綾部市クリーンセンター
所 在 地	綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
型 式	固形燃料製造施設 可燃ごみ固形燃料化方式
公 称 能 力	固形燃料製造施設 5 0 t / 1 6 h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 6 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 6 0 0 t
直接搬入	1, 8 0 0 t
計	7, 0 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	3 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	6 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	3 0 0 t	三重県伊賀市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

- ①処 分 場 名 綾部市最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
 全 体 容 量 7 8, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 5 m³
- ②処 分 場 名 綾部市第 2 最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 3 3 番 1
 全 体 容 量 4 6, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 2 7, 5 0 0 m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2 5 0 t
早田グループ 株式会社	2 5 0 t
直 営	覆 土 2, 0 0 0 t
	中間処理残渣 3 0 0 t
	汚泥残渣 7 0 t
	粗大ごみ 7 0 t
	泥 3 0 t
直 接 搬 入	8 0 0 t
福知山市 (中間処理残渣)	5 t
年 間 埋 立 容 量	3, 5 0 0 m ³

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	5, 7 0 0	kl
浄 化 槽 汚 泥	1 5, 6 0 0	kl
計	2 1, 3 0 0	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 6 0 kl／日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	1 1, 1 0 0	kl
早 田 グ ル ー プ 株 式 会 社	1 0, 2 0 0	kl
計	2 1, 3 0 0	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 4 0 m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 4 8 4 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区
 3, 9 7 3 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 8 7 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 5 4 9 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和 7 年 4 月 1 日

年度 令和7年度

別表1

1 可燃ごみ (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

曜日	収 集 地 域	
月・木	口上林地区 山家地区 野田町 並松町 奥上林地区 中上林地区 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 紫水ヶ丘 駅前 中ノ町 広小路 新広小路 幸通 西新町	Aコース Bコース Cコース
火・金	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 味方町 天神町 西町団地 相生町 若松町 市役所 新町 田町 新宮町 川糸町 井倉新町団地 グランブールー 青野町 弥生団地 綾中町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 明知町 宮代町	Dコース Dコース Eコース Eコース Fコース

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収 集 地 域	
月・木	井倉町 プレシアス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区	
火・金	中筋地区 東八田地区 西八田地区	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
月・木コース
年末 12月29日(月)
年始 1月 5日(月)
火・金コース
年末 12月30日(火)
年始 1月 6日(火)

別表2

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

2 不燃ごみ

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区
山家地区
味方町 西町団地 紫水ヶ丘
野田町 並松町
新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシアス
七百石(大谷)
吉美地区
豊里地区
物部地区
志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	2	7	4	2	7月30日	3	1	10月29日	11月26日	12月24日	1月28日	4

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区
口上林地区
上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
若松町 市役所

【早田グループ(株)】

中筋地区
東八田地区
西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	16	21	18	16	20	17	15	12	10	14	18	18

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

3 衣類収集

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区

山家地区

味方町 西町団地 紫水ヶ丘

野田町 並松町

新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺

上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシマス

七百石(大谷)

吉美地区

豊里地区

物部地区

志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	9	14	11	9	6	10	8	5	3	7	4	11

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区

口上林地区

上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町

相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町

グランブルー 青野町 綾中町 川糸町

北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前

若松町

【早田グループ(株)】

中筋地区

東八田地区

西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	23	28	25	23	27	24	22	19	17	21	25	25

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

4 資源及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域 及		業 者 名
												【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】		
1	4月30日	5月30日	6月27日	7月25日	8月28日	9月26日	10月24日	11月21日	12月23日	1月28日	3	上町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレシナス タ陽ヶ丘	【収集委託業者 早田グループ(株)】
2	1	3	1	7月29日	8月29日	9月30日	10月28日	11月26日	12月24日	1月29日	4	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町	
3	2	4	2	7月30日	2	1	10月29日	11月27日	12月25日	1月30日	5	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪	
4	8	5	3	7月31日	3	2	10月30日	11月28日	12月26日	3	6	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	延町 上延町 安場町	
5	9	6	4	1	4	3	10月31日	2	6	5	10	新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚	
6	13	10	8	5	5	7	4	4	8	6	12	月見町 東・中・西神宮寺	栗町(大谷・大野を除く) 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市	
7	15	12	10	7	9	9	6	5	9	10	13	上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路	
8	16	13	11	8	11	10	7	9	14	13	17	寺町東 寺町西 若松町 市役所	志賀郷地区全域 七白石(大谷)	
9	20	17	15	15	12	14	11	10	15	17	18	奥上林地区全域 大町 弓削	岡倉 栗町(大谷・大野) 大島 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄	
10	21	18	16	19	16	15	12	11	16	18	19	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 大町(大杉) 遊里 清水 陸志 辻 水梨 市野瀬 市志 旭町	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町	
11	22	19	17	20	17	16	13	12	20	19	24	浅原 真野 小田 引地 西屋 神谷 寺町 日置谷 殿 東山町 鷹栖町(奈留)	上八田 七白石(大日) 中筋 岡安 洲垣	
12	23	20	18	21	18	17	14	16	22	20	26	口上林地区全域 西原町 鷹栖町(長瀬)	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鑄場 高槻 大石 愛宕 七白石	
13	24	27	22	22	19	21	18	18	23	26	27	戸奈瀬町 釜輪町 広瀬町 橋上町 和木町 下原町 上原町 下替地町 鷹栖町(奈留・長瀬を除く)	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台	
14	25	29	24	26	25	23	20	19	27	27	31	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目	見内

別表5

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

5 粗大ごみ

	1回目	2回目	3回目	4回目	対象地区
1	4月4日	6月20日	9月12日	11月28日	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
2	4月11日	6月27日	9月19日	12月5日	グランブー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 井倉町 プレシマス
3	4月18日	7月4日	9月26日	12月12日	新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
4	4月25日	7月11日	10月3日	12月19日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
5	5月2日	7月18日	10月10日	1月9日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
6	5月9日	7月25日	10月17日	1月16日	豊里地区全域
7	5月16日	8月1日	10月24日	1月23日	物部地区全域 志賀郷地区全域
8	5月23日	8月8日	10月31日	1月30日	西八田地区全域 吉美地区全域
9	5月30日	8月22日	11月7日	2月27日	東八田地区全域
10	6月6日	8月29日	11月14日	3月6日	口上林地区全域 山家地区全域
11	6月13日	9月5日	11月21日	3月13日	奥上林地区全域 中上林地区全域

収集日2日目の正午までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。(TEL42-1489)

別表6

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	7	12	2	7	4	1	6	10	1	19	2	2
綾部地区2	21	26	16	28	18	29	20	17	15	26	16	16

収集日の前週金曜日（13時）までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。（TEL42-1489）

綾部地区1	上町 東本町 西本町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
-------	--

綾部地区2	本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 井倉町 プレシマス 駅前 月見町 東・中・西神宮寺 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域

綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

※電話受付の際、集積場所は字名、目印となる建物等を記入すること。

令和7年度 エフ・イーサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	2	3	2	5	2	2	5	2	6	3	3	野田町、並松町、寺町東
3	8	4	3	6	3	7	6	3	7	4	4	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
8	9	5	8	7	4	8	7	4	8	5	5	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 緩中町、上町
9	13	10	9	8	9	9	11	9	14	10	10	本町四丁目、本町五・六丁目 南西町、駅前通、月見町、東本町 中ノ町、幸通、西新町、東神宮寺
10	14	11	10	13	10	15	12	10	15	12	11	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、鳥ヶ坪 大島町、高津町
15	15	12	15	19	11	16	13	11	16	13	12	青野町、井倉町、弥生団地
16	20	17	16	20	17	21	18	16	20	17	17	寺町西
17	21	18	17	21	18	22	19	17	21	18	18	上野町、田野町、安場町
22	22	19	23	26	24	23	20	18	22	19	19	味方町(1組及び18組～21組)
23	27	24	24	27	25	28	21	19	23	20	24	味方町(2組～17組)
24	28	25	29	28	26	29	27	24	28	26	25	紫水ヶ丘(1組～7組)
30	29	26	30	29	30	30	28	25	29	27	26	紫水ヶ丘(8組～13組)
4月4日 11日 18日 25日	5月16日 23日 30日	6月6日 13日 20日 27日	7月4日 11日 18日 25日 31日	8月14日 15日 22日	9月5日 12日 19日	10月3日 10日 17日 24日 31日	11月14日	12月5日 12日 26日	1月9日 30日	2月6日	3月6日 13日 27日 31日	空き日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	1	2	1	1	1	1	4	1	5	2	2	奥上林地区全域
7	7	9	7	4	8	6	10	8	13	9	9	口上林地区全域 中上林地区(第一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
14	12	16	14	12	16	14	17	15	19	16	16	中上林地区 (第一区、真野、浅原 小田、引地、西屋を除く)
21	19	23	22	18	22	20	25	22	26	24	23	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
28	26	30	28	25	29	27	26	23	27	25	30	山家地区(広瀬、鷹栖 東山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- 1くみ取券の取扱い
- は下記のこと
- に注意してください。
- (1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
- (2) 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
- 券が出ていない時は、くみ取りを行いますので、ご注意ください。
- (3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
- (4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。
- ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
- (1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）へお申込みください。
- (2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
- 綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2－3 2 8 0 内線 2 6 3）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
- 土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時3 0分から午後5時まで
- に、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
- (1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
- (2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
- (3) バケツ1 杯のきれいな水の準備をお願いします。
- （ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。）
- (4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
- (5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ

令和7年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
10	14	11	10	12	10	10	12	10	14	10	12	栗上、栗町
11	15	12	11	13	11	14	13	11	15	12	13	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
15	16	13	15	14	12	15	14	12	16	13	16	上、中、下位田、旭ヶ丘
21	22	20	22	21	19	22	20	18	22	19	23	豊里
30	30	30	31	29	30	31	12/1	26	30	3/2	31	里町

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	1	2	1	1	1	1	4	2	5	2	3	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
2	2	3	2	4	2	2	5	3	6	3	4	中川原、下村、大又、尻内 野瀬、下八田町
3	7	4	3	5	3	3	6	4	7	4	5	高槻、黒谷、八代、大石 施福寺
4	8	5	4	6	4	7	7	5	8	5	6	中山、内谷、大野、愛宕
8	9	6	8	7	5	8	10	8	9	6	10	小西、鍛冶屋、小畑
9	13	10	9	8	9	9	11	9	13	9	11	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
16	19	17	16	18	16	16	17	15	19	16	17	岡倉、館、今田、大島
17	20	18	17	19	17	17	18	16	20	17	18	岡安、淵垣、中筋、七百石
18	21	19	18	20	18	21	19	17	21	18	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
22	23	23	23	22	22	23	21	19	23	20	24	西坂、新庄
23	26	24	24	25	24	24	25	22	26	24	25	安国寺、新町、中町 上町、鍾鐺場
24	27	25	25	26	25	28	26	23	27	25	26	有岡町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
25	28	26	29	27	26	29	27	24	28	26	27	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
28	29	27	30	28	29	30	28	25	29	27	30	上市、下市 須波伎、岸田、白道路
4月7日 — 14日	5月12日	6月9日 — 16日	7月7日 — 14日 — 28日	8月15日	9月8日	10月6日 — 20日 — 27日					3月9日	空き日

◎ お問い合わせ事項

- 1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
(1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
(2) 当日くみ取り口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
(3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
(4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
(1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（〒4 2 - 1 5 0 0）へお申込みください。
(2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（〒4 2 - 1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2 - 3 2 8 0 内線2 6 3）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時3 0分から午後5時まで、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
(1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
(2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
(3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
（ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。）
(4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
(5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

ごみは収集日の朝7時~8時の間に自治会等で指定された場所に出してください

『ごみ分別大辞典』を検索されますと、より詳しい内容がご覧いただけます。

綾部市クリーンセンター
綾部市野田町須知山110-10
☎(0773)42-1489

たペットについて

※収容を希望される場合は、事前に
クリーンセンターへお問い合わせ
ください。

※腰痛・痛みを入れてお持ち込み
ください。

※骨を入れたいたくお骨、骨は
自分で用意ください。

場合	2,095円
場合	4,191円

綾部市告示第 5 2 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 5 3 号

綾部市通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行政サービスの質の向上を図るとともに、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的として設置する通話録音装置の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を自動で記録するため、庁舎に設置する装置をいう。

(2) 通話記録 通話録音装置により録音し、記録された音声等をいう。

(通話録音装置の設置等)

第 3 条 市長は、庁舎の指定の場所に通話録音装置を設置するものとする。

2 通話録音装置の運用時間は、原則として終日とする。

(職員等の責務)

第 4 条 職員等（管理業務及び保守点検業務委託に従事する者を含む。）は、通話記録から知り得た情報をみだりに第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者等の設置)

第 5 条 通話録音装置の適正な設置及び管理運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、庁舎管理担当課長をもって充てる。

2 管理責任者に事故あるとき又は管理責任者が欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指名する者がその職務を代理する。

3 管理責任者を補佐するため、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 管理責任者及び管理取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、通話録音装置及び通話記録を適正に管理し、運用するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第 6 条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）及び綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年綾部市条

例第1号。以下「条例」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び管理運用に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者等は、職務上知り得た通話記録に係る情報をみだりに第三者に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の取扱い)

第7条 管理責任者等は、通話記録の取扱いについて、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 通話記録を管理責任者が必要と認める期間保存し、当該期間を経過した場合は、上書き等の操作により消去すること。

(2) 通話記録を記録された時の状態で保存し、改変しないこと。

(3) 通話記録を複製しないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 不当要求行為等（綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（令和7年綾部市条例第1号）第2条第3号に規定する不当要求行為等をいう。以下同じ。）があったと認める場合

イ 開示請求があった場合

ウ その他市長が特に必要と認める場合

(4) 通話記録（当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。）を目的以外に利用し、又は第三者へ提供しないこと。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 不当要求行為等があったと認める場合その他管理責任者が必要と認める場合は、管理取扱者は、通話記録を確認することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法及び条例の規定によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

綾部市告示第 5 4 号

綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾部市（以下「市」という。）以外の団体等が行う事業に係る後援等の市の名義使用等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 市民の文化芸術活動若しくはスポーツ活動、地域活動の振興、教育若しくは福祉の増進又は地域社会の発展に寄与する公共的な事業活動等をいう。
- (2) 後援 市が事業の趣旨や内容に賛同し、市の名義の使用承認をもって支援することをいう。
- (3) 協賛 事業に対して、賛意を表するものをいう。
- (4) 後援等 後援、協賛及び市長賞をいう。
- (5) 名義使用等 後援等の名義使用及び市長賞の贈呈（団体等が実施する事業において、当該団体等が顕彰すべき参加者に対して贈呈する賞状、盾、トロフィー等への市長賞の承認をいう。）をいう。

(後援等の対象となる団体等)

第 3 条 後援等の対象となる団体等は、事業の主催者、製作者、発行者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者とする。

- (1) 国（独立行政法人、特殊法人又は認可法人を含む。）又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校
- (3) 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体
- (4) 新聞社、放送局若しくは映画会社又はこれらに準ずる団体
- (5) 自治会若しくは地縁団体又はこれらに準ずる団体
- (6) 代表者、会員、会則、予算、決算等が明確にされている任意の団体
- (7) 前各号に掲げる者に準ずると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、過去に後援等の対象となった団体等で第 8 条の遵守事項を遵守しなかったものについては、後援等の対象としない。

(後援等の基準等)

第 4 条 後援等の承認をする事業は、前条第 1 項各号の団体等が行う事業であって、次に

掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 市の施策の推進に寄与するもの
- (2) 事業の目的が、市の経済、福祉、教育、文化若しくはスポーツ、市民生活の向上又は地域振興に資するものであり、かつ、公益性のあるもの
- (3) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として、開催地が市内であるもの。
ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業及び市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 目的及び趣旨が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないもの
- (5) 個人若しくは特定の団体のための活動又は特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするものでないもの
- (6) 特定の宗教又は政党その他政治団体のための活動でないもの
- (7) 事業参加を勧誘する方法が不適切でないもの
- (8) 営利、特定の団体等の宣伝又は商業的な宣伝を目的とする事業でないもの
- (9) 参加費等を原則として徴収しないもの。ただし、事業内容によりやむを得ず徴収する実費等が適切なものである場合は、この限りでない。
- (10) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第1号から第4号までに規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者並びにこれらに準ずる者の利益になり、又は利益になるおそれがないもの

2 賞状の交付に当たっては、前項及び次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 市民に広く公募が行われ、団体等において適正な審査が行われていること。
- (2) 賞状の交付の対象となるものが、市内に在住し、又は所在するものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等が申請し、又は主催する事業については、承認しないものとする。

- (1) 宗教法人又は宗教法人が事務局を行う団体
- (2) 営利を目的とする法人又は団体
- (3) 政治活動を行う団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

（承認の申請）

第5条 名義使用等の承認を受けようとする者（以下「主催者等」という。）は、綾部市後援等の名義使用等承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、事業実施の30日前までに、市長に提出しなければならない。

（承認等の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市後援等の名義使用等承認（不承認）通知書（様式第2号）により、主催者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

（承認内容の変更等）

第7条 主催者等は、前条の規定による承認を受けた後において、第5条の申請内容を変更（軽微なものを除く。）し、又は中止しようとするときは、あらかじめ綾部市後援等

の名義使用等変更・中止承認申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認通知書（様式第 4 号）により、主催者等に通知するものとする。

（遵守事項）

第 8 条 第 6 条第 1 項又は前条第 2 項の規定により名義使用等の承認又は変更・中止の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）後援等の名義使用等は承認された事業のみとし、名義使用等の期間は承認した日から当該事業終了時までとする。
- （2）事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、関係機関との調整や許認可を取るほか、事故を未然に防ぐよう安全策を講じること。
- （3）第 6 条第 2 項の規定により条件を付された場合は、当該条件を遵守すること。

（承認の取消し）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義使用等の承認を取り消し、綾部市後援等の名義使用等承認取消通知書（様式第 5 号）により、主催者等に通知するものとする。この場合において、主催者等に損失が生じても、市長はその責めを負わない。

- （1）第 4 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- （2）第 5 条の規定による申請の内容と異なる事業を実施したとき。
- （3）前条の遵守事項を遵守しないとき。
- （4）虚偽の申請により、名義使用等の承認を受けたと認められるとき。
- （5）市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるような行為があったとき。
- （6）その他市長が不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定により名義使用等の承認を取り消されたときは、速やかに名義を用いた作成物等の回収その他必要な措置を講じなければならない。

（事業の実施報告）

第 10 条 第 6 条第 1 項の規定により名義使用等の承認を受けた主催者等は、事業の終了後 30 日以内に、綾部市後援等の名義使用等事業実施報告書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（免責等）

第 11 条 市長は、名義使用等の承認に伴い生じる事務経費等の負担及び事故等の責任は一切負わない。

- 2 市長は、市長賞の承認に際し、賞状以外の物品及び金品等の提供は行わない。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

団 体 等 名

代表者住所

代表者氏名

綾部市後援等の名義使用等承認申請書

綾部市後援等の名義使用等の承認を受けたいので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事 業 の 名 称	
開 催 予 定 日 時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
開 催 予 定 場 所	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
参 加 予 定 人 数 及び参加対象者	参加予定人数 人 参加対象者
参加費・入場料等	☐ 無料 ☐ 有料（ 円／人）
申 請 事 項	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 市長賞交付（交付の方法 ）
名義使用等の方法	印刷物 ☐ ポスター ☐ チラシ ☐ リーフレット ☐ その他（ ） その他（ ）
他の後援・協賛等 予定者（団体等）	
過 去 の 実 績	☐ 有（前回申請： 年 月 日） ☐ 初めて申請
連 絡 先	担当者氏名 電話 メールアドレス

※添付書類

- ①事業の目的及び実施計画を明らかにする書類（開催要項、プログラム、チラシ等）
- ②市長賞交付の場合は、審査に係る規定、賞状の写し又は賞状文案
- ③参加費等を徴収する場合は、事業の収支予算書
- ④初めて申請する場合又は前回の申請から 3 年以上経過している場合は、団体等の規約、会計報告、団体等の概要及び活動実績
- ⑤（任意団体）団体等の規約、会員名簿、予算等を明らかにする書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市後援等の名義使用等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市後援等の名義使用等について、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 6 条の規定により通知します。

記

使用の可否	☐ 承認 ・ ☐ 不承認
事業の名称	
開催予定日時	
承認の区分	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 市長賞
承認期間	
承認の条件 （１）名義使用等は申請事業のみとし、名義使用等の期間は承認した日から当該事業終了時までとします。 （２）事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。 （３）事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、関係機関との調整や許認可を取るほか、事故を未然に防ぐよう安全策を講じてください。 （４）要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、名義使用等の承認を取り消します。この場合は、その理由を付した文書により承認を受けた申請者に通知します。なお、市は取り消したことによる一切の賠償をしません。 （※事業終了後 30 日以内に綾部市後援等の名義使用等事業実施報告書（様式第 6 号）を提出してください。）	
不承認の理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 等 名
代表者住所
代表者氏名

綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で綾部市後援等の名義使用等の承認を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

事 業 の 名 称	
変 更 ・ 中 止 理 由	
変 更 後 の 内 容	

※中止の場合は、変更後の内容の記載不要

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市後援等の名義使用等の（変更・中止）については、下記のとおり決定しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

事業の名称	
変更等の区分	☐ 変更 ☐ 中止
承認の内容	年 月 日付け綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書 記載のとおり
承認の条件	従前のとおり

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市後援等の名義使用等承認取消通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市後援等の名義使用等の承認については、下記のとおり承認の決定を取り消しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

承認文書番号	
取消しの理由	

※現在、後援等の名義使用等を行っている場合は、直ちに名義使用等中止し、必要に応じて作成物の回収等の措置を行ってください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 等 名

代表者住所

代表者氏名

綾部市後援等の名義使用等事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた綾部市後援等の名義使用等の事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 10 条の規定により報告します。

記

事 業 の 名 称	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
他 の 後 援 ・ 協 賛 等 団 体	
参 加 人 数	
実 施 成 果	※市長賞交付の場合は、受賞者名も記入してください。

※添付資料

- ①名義を使用した印刷物、事業に関する写真、報道資料等事業内容を把握できるもの
- ②参加費等を徴収した場合は、事業の収支決算書

綾部市告示第 5 5 号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱」に、「第 1 条の 2」を「第 1 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 号中「住宅用太陽光発電システムと常時接続しており、同システムが発電する電気を充放電できる蓄電池及びその附属設備」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第 1 条の 2 第 2 項に規定する住宅用蓄電システム」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱」に改める。

別表（1）自家消費型（F I T 売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の表交付要件の項第 2 号中「綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位は kW とし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が 1 0 kW 未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて 1 0 kW 未満であること。

別表（1）自家消費型（F I T 売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の表補助金の額の項中「綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき交付を受ける額の合計及び（2）により算定した補助金の額」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱別表に基づき交付を受ける住宅用太陽光発電システムの補助金の額の合計及び（2）により算定した補助金の額と同要綱別表に基づき交付を受ける住宅用蓄電システムの補助金の額の合計」に改め、「2 分の 1 の額」の次に「（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）」を加える。

別表（2）自家消費型（F I T 売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の表交付要件の項第 1 号イ中「綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱」に改め、同項第 2 号中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位は kW とし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が 1 0 kW 未満であること。ただし、増設等の場合におい

ては、既設分を含めて10kW未満であること。

別表（2）自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の表交付要件の項第3号アを削り、同号イ中「国実施要領」を「国実施要領」に改め、同号イを同号アとし、同表補助金の額の項中「綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき交付を受ける額の合計及び（2）により算定した補助金の額」を「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱別表に基づき交付を受ける住宅用太陽光発電システムの補助金の額の合計及び（2）により算定した補助金の額と同要綱別表に基づき交付を受ける住宅用蓄電システムの補助金の額の合計」に改め、「2分の1の額」の次に「（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

交付申請額算出	交付申請額 ※ 5
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T 売電可））※ 1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 _____ k W ※ 2 × 1 万円（上限 4 万円）	円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T 売電可））※ 1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____ k W h ※ 3 × 1 . 5 万円 （上限 9 万円）	円
③ 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T 売電不可））※ 1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 _____ k W ※ 2 × 2 万円（上限 8 万円）	円
④ 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T 売電不可））※ 1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____ k W h ※ 3 × 3 万円 （上限 1 8 万円）	円
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 _____ 円 ※ 4 × 1 / 2 （上限 3 0 万円）	円
交付申請額合計	円

※ 1 自家消費型（F I T 売電可）と自家消費型（F I T 売電不可）の併用はできません。

※ 2 k W は、小数点以下を切り捨てて記入してください。

※ 3 k W h は、小数点以下第 2 位を切り捨てて記入してください。

※ 4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。

※ 5 交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

2 設置場所 綾部市 _____

3 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム

住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール	型 式 名	1	2	3
		製 造 者 名	1	2	3
		設 置 機 器	W / 枚	W / 枚	W / 枚
		公称最大出力 (合 計)	k W	※小数点以下切捨て	
	パ ワ ー コンディ ショナ	型 式 名			
		製 造 者 名			
		定 格 出 力	k W	※小数点以下切捨て	
	住 宅 用 蓄 電 シ ス テ ム	型 式 名			
製 造 者 名					
蓄 電 容 量		k W h	※小数点以下第 2 位を切捨て		

4 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム（導入した場合のみ記入）

☐ 高効率給湯機器		☐ コージェネレーションシステム	
型 式 名			
製造者名			

5 補助対象事業の期間

住宅用太陽光発電システム・ 住宅用蓄電システム (自家消費型 (F I T 売電不可) の場合のみ記入)	事 業 着 手 日	年	月	日
	事 業 完 了 日	年	月	日
高効率給湯機器・コージェネ レーションシステム (導入した場合のみ記入)	事 業 着 手 日	年	月	日
	事 業 完 了 日	年	月	日

※事業着手日は、補助対象設備の設置に係る契約締結日又は工事開始日のいずれか早い日を記入してください。

※事業完了日は、補助対象設備の竣工日又は代金支払日のいずれか遅い日を記入してください。

6 交付要件確認

●電力消費計画（自家消費型（F I T売電不可）の場合のみ記入）

① 発電見込量／年	② ①のうち自家消費する 電力見込量／年	③ 自家消費率 (②÷①×100)
k W h	k W h	%

※「③ 自家消費率」が30%以上の場合に限り補助金の交付対象とします。

※太陽光パネルを増設した場合は、既存分を含めて自家消費率を30%以上としてください。

●従来の給湯機器名（高効率給湯機器へ更新した場合のみ記入）

型式名 _____ 製造者名 _____

7 添付書類

(1) 共通

ア 住民票の写し

イ 綾部市税の完納証明書

ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体並びにパワーコンディショナの設置状況が確認できる写真及び配置図

エ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真

オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）

カ 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図

キ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）

ク 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類、パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類

ケ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）

コ その他市長が必要と認める書類

※綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金との同時申請になるため、上記書類について、添付を省略することができます。

(2) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業に係る提出書類

ア 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業誓約書兼自己チェックリスト

イ 発電見込量及び自家消費電力見込量の根拠資料（施工事業者によるシミュレーション等）

ウ 工事請負契約書等の写し

エ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し

オ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る補助対象経費の明細が確認できる書類の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業に係る提出書類

- ア 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに設置状況が確認できる写真及び配置図
- イ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの仕様が確認できる書類（カタログ等）
- ウ 従来の給湯機器の設置されていたことが確認できる写真（高効率給湯機器へ更新した場合に限る。）
- エ 従来の給湯機器の仕様が確認できる書類（カタログ等）（高効率給湯機器へ更新した場合に限る。）
- オ 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果があることが確認できる資料（施工事業者によるシミュレーション等）（高効率給湯機器を導入した場合に限る。）
- カ 工事請負契約書等の写し
- キ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
- ク 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できるもの）及び補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号中

「

住宅用蓄電システム	型 式 名		
	製 造 者 名		
	蓄 電 容 量	k W h	※小数点以下第 2 位を切捨て
	補助対象経費	円	※自家消費型（F I T 売電不可）の場合のみ記入

を

」

「

住宅用蓄電システム	型 式 名		
	製 造 者 名		
	蓄 電 容 量	k W h	※小数点以下第 2 位を切捨て

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 6 号

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「太陽光発電システム」を「太陽光発電システム等」に改める。

第 1 条中「太陽光発電システム」の次に「又は住宅用蓄電システム」を加える。

第 1 条の 2 第 1 号中「設置する」を「設置された」に、「設置される住宅」を「居住の用に供する一戸建ての住宅」に、「連系する」を「連系した」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 この要綱において「住宅用蓄電システム」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（1）住宅用太陽光発電システムと常時接続しており、同システムが発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備であること。

（2）商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（補助金の交付対象設備）

第 1 条の 3 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムとする。

第 2 条第 1 号中「住宅用太陽光発電システム」を「補助対象設備」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「住宅用太陽光発電システム」を「補助対象設備」に改め、「（綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱に基づく補助金を除く。）」を削り、同号を同条第 4 号とする。

第 3 条の見出しを「（交付要件等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

補助対象設備に係る交付要件及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

第 3 条第 2 項中「1 世帯につき」を「各補助対象設備につき 1 世帯当たり」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「太陽光発電システム」を「太陽光発電システム等」に改める。

第 7 条中「住宅用太陽光発電システム」を「補助対象設備」に改める。

第 8 条中「住宅用太陽光発電システムの」を「補助対象設備を」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

補助対象設備	交 付 要 件	補 助 金 の 額
住宅用太陽光発電システム	次に掲げるものとする。 （１）太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はkWとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が10kW未満であるもの。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であるもの。 （２）次のア又はイに該当するもの（綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第132号）に規定する自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の補助金の交付を受けようとする場合は、同要綱別表（２）の表に定める交付要件を満たすもの）とする。 ア 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から1年以内のもの イ 全量自家消費型の住宅用太陽光発電システムを設置した者で、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書に記載された保証開始日から1年以内のもの	住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はkWとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）のいずれか低い方に、15,000円を乗じて得た額とし、60,000円を限度とする。
住宅用蓄電システム	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （１）既に設置されている住宅用太陽光発電システムに常時接続する場合 メーカーが発行する住宅用蓄電システムの保証書に記載される保証開始日から1年以内のもの （２）住宅用太陽光発電システムと同時設置の場合 住宅用太陽光発電システムの交	住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はkWh

	付要件を満たすもの	とし、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。)に、10,000円を乗じて得た額とし、60,000円を限度とする。
--	-----------	---

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額・設備情報

交 付 申 請 額		円				
設 置 場 所		綾部市				
申 請 区 分 （ □ に ✓ ）		☐ 住宅用太陽光発電システム単体 ☐ 住宅用蓄電システム単体 ☐ 同時設置				
住 宅 用 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	型 式 名	1	2	3	
		製 造 者 名	1	2	3	
		設 置 機 器	W / 枚	W / 枚	W / 枚	
		公称最大出力 （ 合 計 ）	k W		※小数点以下切捨て	
	パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ	型 式 名				
		製 造 者 名				
		定 格 出 力	k W		※小数点以下切捨て	
住 宅 用 蓄 電 シ ス テ ム	型 式 名					
	製 造 者 名					
	蓄 電 容 量	k W h		※小数点以下第 2 位を切捨て		

※単体申請の場合は、各システムに関する項目のみ記入してください。

2 添付書類

(1) 共通

- ア 住民票の写し
- イ 綾部市税の完納証明書
- ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体が確認できる写真
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 住宅用太陽光発電システムの申請に係る提出書類

- ア パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真
- イ 太陽電池モジュールの全体及びパワーコンディショナの設置状況が確認できる配置図
- ウ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真
- エ 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類並びにパワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類
- オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）
- カ 住宅用太陽光発電システムの設置に要した経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 住宅用蓄電システムの申請に係る提出書類

- ア 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- イ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）
- ウ 住宅用蓄電システムの型式及び蓄電容量が明記されている書類
- エ 住宅用蓄電システムの設置に要した経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- オ メーカーが発行する住宅用蓄電システムの保証書の写し（住宅用蓄電システムを単体で設置した場合に限る。）
- カ その他市長が必要と認める書類

告 示

様式第 2 号中「太陽光発電システム」を「太陽光発電システム等」に、
「

交	付	交付決定額	円	を
---	---	-------	---	---

」

「

交	付	交付決定額	円	に
		(住宅用太陽光発電システムに係るもの	円)	
		(住宅用蓄電システムに係るもの	円)	

」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 7 号

綾部市工事監督検査要領（平成 1 6 年綾部市告示第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 8 条中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市工事監督検査要領の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に発注する工事から適用し、同日前に発注する工事については、なお従前の例による。

綾部市告示第 5 8 号

綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「及び」を「又は」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「場合」を「場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。）」に改め、同項第 2 号中「（前号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第 3 号中「（第 1 号に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第 3 項及び第 5 項中「特別」を「情状酌量すべき特別」に改め、同条第 6 項中「第 7 条の 2」を「第 7 条の 4」に改める。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし、別表第 2 第 6 項第 2 号又は第 3 号の措置要件に該当した有資格業者については、この限りでない。

別表第 1 中

「

1 市が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	を
--	------------	---

」

「

1 市が発注する工事等の入札に際し、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	に、
---	------------	----

」

「

(2) (3) に掲げる場合のほか入札参加資格の成否に係らないとき。	3 か月	を
------------------------------------	------	---

」

「

(2) 次号に掲げる場合のほか、入札参加資格の成否に係らないとき。	3 か月	に、
-----------------------------------	------	----

」

「	(2) (1)に掲げる場合のほか、市が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。		を	」
「	(2) 前号に掲げる場合のほか、市が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。		に、	」
「	ア 契約に定める発注者の解除権を行使したとき（別表第2第3項又は第5項に該当する場合を除く。）。	6か月	を	」
「	ア 契約に定める発注者の解除権を行使したとき（別表第2第5項に該当する場合を除く。）。	6か月	に、	」
「	ウ 府内（市内を除く。）の他の工事等における、多数の死傷者を生じさせる事故その他社会的及び経済的に著しく大きな損失を生じさせる事故	2か月	を	」
「	ウ 市外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）	2か月	に、	」
「	イ 市内の他の工事等における事故 ウ 府内（市内を除く。）の他の工事等における、多数の負傷者を生じさせる事故その他社会的及び経済的に著しく大きな損失を生じさせる事故	2か月 1か月	を	」
「	イ 市内の他の工事等における事故	2か月	に、	」

ウ 府内（市内を除く。）の他の工事等における、多数の 負傷者を生じさせる事故その他社会的及び経済的に著し く大きな損失を生じさせる事故	1 か月	を
(2) 負傷者を生じさせたとき。		
ア 市が発注する工事等における事故	1 か月	
イ 市内の他の工事等における事故	1 か月	
ウ 府内（市内を除く。）の他の工事等における、多数の 負傷者を生じさせる事故その他社会的及び経済的に著し く大きな損失を生じさせる事故	1 か月	

ウ 市外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）	1 か月	に
(2) 負傷者を生じさせたとき。		
ア 市が発注する工事等における事故	1 か月	
イ 市内の他の工事等における事故	1 か月	

改める。

別表第 2 中

「	(3) 府内の他の公共機関の職員に対する贈賄（前号に掲げる場合を除く。）	1 2 か月	を
	(4) 府外の公共機関の職員に対する贈賄	1 0 か月	
」			
「	(3) 市外の他の公共機関の職員に対する贈賄	1 2 か月	に、
」			

「（独占禁止法違反行為）」を「（独占禁止法違反）」に、

3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、談合罪、競売入札妨害罪又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
---	-------------------

「	3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から	に、
」			
「	(3) 府内における談合等（第1号及び前号に掲げる場合を除く。）	12か月	を
	(4) 府外における談合等	10か月	
」			
「	(3) 市外における談合等	12か月	に、
」			
「	4 有資格業者等が別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	を
」			
「	4 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	に、
」			
「	(イ) 府内における暴力行為（（ア）に掲げる場合を除く。）	6か月	を
	(ウ) 府外における暴力行為	3か月	
」			
「	(イ) 市外における暴力行為	6か月	に、
」			
「	(イ) 府内における暴力行為（（ア）に掲げる場合を除く。）	3か月	を
	(ウ) 府外における暴力行為	1か月	
」			
「	(イ) 市外における暴力行為	3か月	に、
」			

「	(6) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2 か月	を	」
「	(6) 市が発注する工事等の入札に際し、入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2 か月	に、	」
「	(9) 市が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	1 か月	を	」
「	(9) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。 (10) 市が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	1 か月 1 か月	に、	」
「	(1) 有資格業者等が暴力団員であると認められるとき。	24 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	を	」
「	(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは常時工事等の契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき。	24 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	に、	」

(3) 有資格業者等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団等を利用したと認められるとき。	12か月（本市の契約に係るものは24か月）を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(4) 有資格業者等が暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	を
(5) 有資格業者等が暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(6) 有資格業者等が自ら契約を行う場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(4) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(5) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(6) 市が発注する工事等において、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団等から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	に、
(7) 市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	
(8) 市が発注する工事等において、有資格業者が第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、契約権者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	

「	6 有資格業者が次の理由により工事等の契約の相手方として当該認定をした日から不適當であると認められるとき。		を
」			
「	6 金融機関から取引停止となったときなどにより、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から	に、
」			
「	(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てをしたとき。 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしたとき。 (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産の申立てをしたとき又は破産の宣告を受けたとき。	手続開始決定まで 手続開始決定まで	を
」			

「

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生	更生手続の開始決定まで
手続開始の申立てをしたとき。	
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生	再生計画の認可決定まで
手続開始の申立てをしたとき。	
(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開	
始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたと	
き。	
(建設業法違反)	
7 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、工事等の契約の	当該認定をした日から
相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕、書	
類送検又は起訴されたとき（第3号に掲げる場合を除	
く。）。ア 市が発注する工事等における違反	9 か月
イ 市内の他の工事等における違反	6 か月
ウ 市外の工事等における違反	4 か月
(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、同法第	
28条又は第29条に規定する処分を受けたとき（第4号	
に掲げる場合を除く。）。ア 市が発注する工事等における違反	6 か月
イ 市内の他の工事等における違反	4 か月
ウ 市外の工事等における違反	3 か月
(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添	
付書類に虚偽の記載をし、逮捕、書類送検又は起訴された	
とき。ア 市内業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
イ 市外業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	4 か月
(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添	
付書類に虚偽の記載をし、建設業法第28条に規定する処	
分を受けたとき。ア 市内業者が処分を受けたとき。	4 か月
イ 市外業者が処分を受けたとき。	3 か月

に、

」

7 別表第1及び前各号に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月	
8 別表第1及び前各号に定める場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月	を

8 別表第1並びに第1項から第5項まで及び前項に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月	
9 別表第1並びに第1項から第5項まで及び前項に定める場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月	に

改め、同表備考第10項中「又は監督官庁から処分を受けた」を「監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発された」に改め、同表備考中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 「入札心得に違反」とは、綾部市工事等競争入札心得第10条第1項から第5項まで並びに第12条第3号、第5号、第6号及び第11号の違反をいう。

12 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を市内に有する業者をいう。
別表第2備考に次の1項を加える。

15 禁錮以上の刑に当たる犯罪が、営業に関しないものであることにより別表第2第9項を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が営業に関するものである場合に、別表第1及び前各項に基づき措置する期間を限度とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市告示第 5 9 号

綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「補助金を申請する年度の前年度」を「初回の補助金を申請する年度（第 7 条第 2 項の規定による認定を受けた世帯（以下「資格認定世帯」という。）にあっては、当該認定を受けた年度。以下「申請年度」という。）の前年度」に、「補助金を申請する年度の 3 月末日において」を「申請年度の 3 月末日において、」に、「認められた世帯等」を「認められた世帯」に、「双方又は一方が 3 9 歳以下」を「双方が 3 9 歳以下」に改め、同条第 3 号を削る。

第 3 条第 1 項第 1 号中「補助金の交付の申請を行う際」を「申請年度」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する要件に該当する世帯で、次の各号のいずれかに該当するものについては、申請年度の翌年度に限り補助金の交付の対象とする。この場合において、第 1 号の世帯にあっては、前項第 4 号中「この要綱による補助金又は他の地方自治体」とあるのは「他の地方自治体」とする。

- (1) 申請年度に補助金の交付を受け、かつ、当該補助金の額が第 5 条第 1 項各号に掲げる限度額に達しなかった世帯
- (2) 申請年度内に第 6 条第 1 項の規定による交付申請を行うことが困難であると市長が認めた世帯

第 4 条中「補助金を申請する年度中」を「第 7 条第 1 項の規定による交付決定の日の属する年度内」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の支出額の合計額（他の制度により、賃貸住宅に係る賃料又は引越しに要する費用に対する助成金等の対象となる場合は、当該助成金等の額を控除した額）に 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額とし、次に掲げる額を限度とする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 夫婦等の双方が 2 9 歳以下の者である世帯 6 0 万円
- (2) 夫婦等の双方が 3 9 歳以下の者である世帯（前号に該当する世帯を除く。） 3 0 万円

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 2 項第 1 号の世帯に係る補助金の限度額は、前項各号に掲げる限度額から前年度に交付された補助金の額を除いた額とする。

第 6 条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第 1 項中「綾部市新婚生活支援事業（資格確認）補助金（変更）交付申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）」を「綾部市新婚生活支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）」に改め、同条第 2 項中「申請書」を「綾部市新婚生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第 3 号）」に改め、同条第 3 項中「第 3 条第 2 項に定めるもので補助金の交付を受けていない世帯が補助金の交付申請を行う場合」を「第 3 条第 2 項第 2 号の世帯」に、「申請書に誓約書（様式第 2 号）及び」を「綾部市新婚生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第 4 号）」に改める。

第 7 条第 1 項中「申請書の提出」を「申請」に、「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 2 項中「申請書の提出」を「申請」に、「綾部市新婚生活支援事業資格認定通知書」を「綾部市新婚生活支援事業補助金資格認定通知書」に、「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改める。

第 8 条中「様式第 5 号」を「様式第 7 号」に改める。

様式第 1 号中「綾部市新婚生活支援事業（資格確認）補助金（変更）交付申請書」を「綾部市新婚生活支援事業補助金交付申請書」に、「要綱第 6 条」を「要綱第 6 条第 1 項」に改め、

「

府外からの移住者 (※1)	☐ 該当 ☐ 該当しない	☐ 該当 ☐ 該当しない
------------------	--	--

及び

」

「

※1 府外からの移住者：当該補助金の交付申請を行う年度において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 2 条第 1 項に規定する転入をした者であって、転入をした日の前日において京都府外に引き続き 5 年以上住所を有していた者

」

様式第 2 号中

「

氏名 を 氏名 に、
氏名 氏名

」

「

2 私及び配偶者又はパートナーは、綾部市新婚生活支援事業補助金又は他の地方自治体における同種の補助金等の交付を申請し、既に交付されたことはありません。

3 私及び配偶者又はパートナーは、綾部市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではありません。

4 綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱第 9 条に該当することが判明した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることを確認しました。

」

「

- 2 私及び配偶者又はパートナーは、綾部市新婚生活支援事業補助金又は他の地方自治体における同種の補助金等の交付を申請し、既に交付されたことはありません。（綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項第1号の世帯：私及び配偶者又はパートナーは、他の自治体における同種の補助金等の交付を申請し、既に交付されたことはありません。）
- 3 綾部市新婚生活支援事業補助金の受給資格の確認のため、住民登録状況、納税状況、その他受給資格に関する事項について、綾部市が閲覧することに同意します。
- 4 私及び配偶者又はパートナーは、綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 5 要綱第9条に該当することが判明した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることを確認しました。

に

」

改める。

様式第5号を様式第7号とする。

様式第4号中「綾部市新婚生活支援事業資格認定通知書」を「綾部市新婚生活支援事業補助金資格認定通知書」に、「 年度綾部市新婚生活支援事業にかかる」を「綾部市新婚生活支援事業補助金に係る」に、

「

審査結果	認定（不認定）
------	---------

を

」

「

認 定	資格認定対象年度	年度
不 認 定	(理由)	

に

」

改め、同様式を様式第6号とし、様式第3号を様式第5号とし、様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市新婚生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度
綾部市新婚生活支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、綾部市新婚生活
支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

--

2 事業内容の変更

住 宅 購 入	契 約 日	年 月 日
	事 業 費	円
住 宅 賃 借	契 約 日	年 月 日
	対象期間（賃 料・共益費）	年 月 日～ 年 月 日
	事 業 費	円
	（ 内 訳 ）	賃料 共益費 仲介手数料 円 円 円
	控 除 額	円
	（ 内 訳 ）	住宅手当 住宅扶助・家賃補助 円 円

引 越 し	実 施 日	年 月 日
	事 業 費	円
事 業 費 合 計		円
申 請 金 額		円

そ の 他 の 変 更	
-------------	--

3 添付書類（該当する書類のみ提出）

- （１）（住宅購入又は賃借の場合）住宅の売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- （２）領収書等支出を証する書類又は費用内訳の分かる書類
- （３）（住宅購入の場合）本事業に係る住宅の建物登記簿の全部事項証明
- （４）（住宅賃借の場合）住宅手当の支給を証する書類（給与明細又は住宅手当支給証明書）
- （５）（住宅扶助・家賃補助を受けている場合）住宅の家賃補助等の支給を証する書類
- （６）その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市新婚生活支援事業補助金資格認定申請書

綾部市新婚生活支援事業補助金に係る資格の認定を受けたいので、綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 資格認定対象年度 年度

2 世帯内容

ふ り が な 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
婚 姻 日 等	年 月 日	
婚姻等をした年齢	歳	歳
所 得	円	円

3 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等婚姻関係が分かる書類又はパートナーシップ届受理証明書等パートナーシップであることが分かる書類の写し
- (3) 夫婦等の所得を確認できる書類（所得証明書又は課税（非課税）証明書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 6 0 号

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

第 1 条中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

第 2 条第 2 号中「多子」を「子育て」に改め、「3 人以上の」を削る。

第 3 条第 1 項第 1 号中「多子」を「子育て」に改め、「又は三世代同居若しくは三世代近居をする予定である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「7 5 0 万円」を「5 5 0 万円」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）若しくはその 2 親等内の親族又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員その他市長が不適当と認める場合は、補助対象者とししない。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条中「多子」を「子育て」に改め、「、又は三世代同居若しくは三世代近居をするため」を削り、同条第 2 号中「又は三世代同居若しくは三世代近居」を削り、同条第 3 号中「1 0 万円」を「2 0 万円」に改める。

第 5 条第 1 項中「額）」の次に「とし、次に掲げる額を限度」を加え、同項ただし書中「1 0 0 万円を限度額と」を「三世代同居又は三世代近居をする予定である者については、一律 5 万円を限度額に加算」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）1 子の場合 1 0 万円
- （2）2 子の場合 2 0 万円
- （3）3 子以上の場合 3 0 万円

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項ただし書の規定による加算を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、加算の対象とししない。

- （1）当該親子及び祖父母等に係る他の世帯があり、当該世帯に市税及び府税の滞納がある場合
- （2）三世代同居及び三世代近居（第 2 条第 6 号アに係るものに限る。）をする予定で、補助金の交付を申請する日前 2 年以内において、当該親子及び祖父母等が同一の住宅に居住していた場合又は距離が 2 キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住していた場合

(3) 三世代同居（第2条第6号イに係るものに限る。）をする予定で、補助金の交付を申請する日前2年以内において、当該親子及び祖父母等が同一の住宅に居住していた場合、距離が2キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住していた場合又は市内の住宅にそれぞれ居住していた場合

第6条、第8条及び第9条中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

第10条第1項中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改め、同項第3号中「補助対象者」を「加算の対象」に改める。

第11条及び第13条第1項中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

様式第1号中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に、

「

世 帯 の 区 分	① 多子世帯	② 三世代同居	③ 三世代近居
区分が②又は③に該当する場合	同居・近居の対象となる世帯の世帯主	住所	
		氏名	

を

」

「

子 の 人 数	① 1子	② 2子	③ 3子以上
新たに三世代同居・近居する場合	同居・近居の対象となる世帯の世帯主	住所	
		氏名	

に

」

改め、「100万円以内（京都府外からの移住者は200万円以内）」を削る。

様式第2号中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

様式第3号中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改め、「100万円以内（京都府外からの移住者は200万円以内）」を削る。

様式第4号中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

様式第5号中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に、

「

世 帯 の 区 分	① 多子世帯	② 三世代同居	③ 三世代近居
-----------	--------	---------	---------

を

」

「

子 の 人 数	① 1子	② 2子	③ 3子以上
---------	------	------	--------

に

」

改める。

様式第6号及び様式第7号中「多子世帯、三世代同居・近居」を「子育て世帯」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 6 1 号

綾部市妊婦のための支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市妊婦のための支援給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全ての妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境の充実に資するため、予算の範囲内において、支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、妊婦であつて、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

(給付金の額)

第 3 条 給付金の額は、支給対象者の胎児の数に 1 を加えた数に 5 万円を乗じて得た額とする。ただし、他の市町村から同様の給付金の支給を受けた場合は、その額を控除する。

(給付金の支給申請)

第 4 条 給付金の支給を受けようとする者は、綾部市妊婦のための支援給付認定兼給付金支給申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる届出を行った者については、当該届出をもって当該申請に代えることができる。

(1) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条の規定による妊娠の届出（同法第 16 条第 2 項に規定する必要な事項の記載がある場合に限る。）

(2) 前号の届出に類する届出で市長が特に認めたもの（転入者に限る。）

(給付金の支給決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、綾部市妊婦のための支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(胎児の数の届出)

第 6 条 給付金の支給決定を受けた者は、出産予定日の 8 週間前の日（出産予定日の 8 週間前の日以前に死産し、流産し、又は中絶した場合はその日）以降に、胎児の数その他市長が必要と認める事項を別に定めるところにより市長に届け出なければならない。

(給付金の返還等)

第 7 条 市長は、給付金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 市外へ転出したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により支給決定を受けたと認められるとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の妊娠届出に係る給付金について適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

綾部市妊婦のための支援給付認定兼給付金支給申請書

綾部市長 様

綾部市妊婦のための支援給付の認定・給付金の支給を受けたいので、綾部市妊婦のための支援給付金支給要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者		申請日 年 月 日			
ふ り が な		年 齢		職 業	
氏 名					
個 人 番 号		電 話 番 号			
現 住 所	〒				
居 住 地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊 娠 届 出 日	年 月 日	妊 娠 月 数	か月		
妊 娠 届 出 日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)				

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関

医 療 機 関 の 名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
診 断 した 医 師 の 氏 名	

(裏面)

3. 支給申請額

円 (1 回目・2 回目)

☐ 希望します。

☐ 他の市町村で、1 回目の支給 (5 万円) を受けていません。

※給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で 1 回目の支給 (5 万円) の支給を受けています。

(支給市町村 :)

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行		本店								
金庫		支店								
農業協同組合		出張所								
口座種別	口座番号 (右詰めで記入)							口座名義 (カタカナ)		
1 普通										
2 当座										

5. その他

支給決定後に市外に転出した場合は、当該支給決定を取り消します。転出後に給付金の支給を受ける場合には、転出先市町村で再度申請をしていただく必要があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市妊婦のための支援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市妊婦のための支援給付金の支給につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市妊婦のための支援給付金支給要綱第 5 条の規定により通知します。

記

支 給 (1 回 目 ・ 2 回 目)	支 給 決 定 額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 6 2 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 6 3 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人京都府獣医師会
会長理事 若 松 久 雄

2 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第64号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村 上 芳 朗	広小路二丁目13-3
平 田 和 生	駅前通17
岸 見 第 右	相生町23-4
林 多 嘉 子	月見町上正屋33
安 村 弘 子	寺町堂ノ前9-1
ツ バ メ 会	井倉町樋ノ元14-1
山 内 みや子	青野町西ノ後15-13
(株)京都公害防止センター	青野町走り下12-1
雨 林 洋 子	田野町風久呂1-3
八 田 邦 子	綾部市味方町薬師谷300-41
高 本 裕 幸	本町四丁目1-5
木 下 和 美	本町七丁目69
荻 野 義 則	西町一丁目57-1
羽 室 了	岡町弓場4-1
清 水 由美子	栗町ウケ川30
喫 茶 24。	小貝町新八21
四 方 善 次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田15
綾 部 会 館	味方町石風呂50-5
栗文化センター	栗町相定47-3

2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

綾部市告示第 6 5 号

証明書等自動交付サービスに係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地

2 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 6 6 号

綾部市下水道事業収納取扱金融機関の指定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律 2 9 2 号）第 2 7 条ただし書き並びに地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行を綾部市下水道事業収納取扱金融機関に指定する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 6 7 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目 1 0 番 1 0 号

2 取り扱う歳入の範囲

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割））、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料

3 指定日

令和7年3月5日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

綾部市告示第 6 8 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 取り扱う歳入の範囲

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割））、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料

3 指定日

令和 7 年 3 月 5 日

4 歳入を納付する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 6 9 号

地縁による団体「安国寺町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安国寺町和田段 2 2 番地の 1 渡 邊 登 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 0 号

地縁による団体「安国寺町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安国寺町宮ノ腰 1 1 番地の 1 高 岡 宏 道 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 1 号

地縁による団体「鳥居野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町鳥居野 3 番地の 1 酒 井 弘 行 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 2 号

地縁による団体「向田町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市向田町迫田 1 1 番地 池 田 昌 平 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 3 号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町向ノ上 6 番地の 2 木 村 和 正 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 4 号

地縁による団体「高倉町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市高倉町大懐 1 4 番地 四 方 功 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 5 号

地縁による団体「岡倉自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町丸岡 8 番地の 5 門 数 好 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 7 6 号

地縁による団体「西方自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西方町長岡 3 4 番地 塩 見 尚 功 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第77号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 令和7年度 取扱販売店等の名称・所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1番地の3
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20番地
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12番地の1
丸金屋酒店	綾部市相生町23番地の4
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30番地
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町三丁目
マツモトあやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16番地の2
生鮮&業務スーパー青野店	綾部市青野町高田76番地
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15番地の13
仁丹堂薬局	綾部市相生町30番地の6
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2番地
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2
松田紙店	綾部市西町二丁目93番地
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20番地の4
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14番地の1
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30番地
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98番地
寿産業有限会社	綾部市青野町館ノ後56番地
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ココカラファイン綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ローソン綾部宮代店	綾部市宮代町門ノ前14番地
オサトマーケット八百仁	綾部市田町4番地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
生鮮&業務スーパー綾部店	綾部市大島町二反目9番地の1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2番地の3
ゴダイドラッグ綾部店	綾部市大島町畠田10番地の4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8番地の1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町沓田1番地の18
ドラッグユタカ綾部店	綾部市大島町南和田11番地
ドラッグストアコスモス綾部店	綾部市上延町八反37番地の1
マルゼンしかた	綾部市里町西ノ糸11番地の6
京都丹の国農業協同組合綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1番地
京都生活協同組合中丹支部	綾部市桜が丘三丁目5番地の2
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8番地
ローソン綾部湊垣店	綾部市湊垣町高野23番地の1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地の1
八木株式会社綾部営業所	綾部市湊垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17番地
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7番地
山家ふれあいの駅運営委員会	綾部市上原町戸尻8番地の5、8番地の6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18番地の6
横田商店	綾部市舘町下舘58番地の2
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛冶屋町花ノ木6番地の4
京美堂	綾部市物部町南前田18番地
京都丹の国農業協同組合綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8番地
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
志賀郷地域振興協議会	綾部市志賀郷町北町17番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49番地の3
株式会社 オギノ	綾部市本町三丁目26番地の1
ドラッグストアコスモス井倉店	綾部市井倉町日渡り8番地の1
二王の栖	綾部市睦寄町市場下8番地の2

綾部市告示第 7 8 号

綾部市水源の里活性化補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号中「第 8 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 7 9 号

綾部市不当要求行為等対策委員会設置要綱（平成 1 6 年綾部市告示第 1 2 7 号）は、廃止する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 8 0 号

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 2 号）は、廃止する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 8 3 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

2 取り扱う歳入
寄附金

3 指定日
令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 4 号

くらしの資金償還金の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

2 取り扱う歳入の範囲

くらしの資金貸付事業償還金

3 指定日

令和 7 年 3 月 5 日

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

綾部市訓令甲第 1 号

序 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「及び綾部市一般職職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年綾部市規則第 1 号）」を「、綾部市一般職職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年綾部市規則第 1 号）及び綾部市一般職職員の地域手当に関する規則（令和 7 年綾部市規則第 1 2 号）」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

現 業 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300
	3	185,800	233,000	267,300	301,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200
	5	188,000	236,000	269,300	304,600
	6	189,700	237,500	270,300	305,700
	7	191,300	239,000	271,300	306,700
	8	192,900	240,500	272,300	307,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100
	10	196,200	243,400	274,300	310,700
	11	197,800	244,800	275,300	312,300
	12	199,400	246,200	276,400	313,900
	13	201,000	247,400	277,400	315,400
	14	202,700	248,600	278,700	317,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600
	16	206,100	251,000	281,200	320,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400
	19	210,600	254,300	285,000	325,000
	20	212,100	255,400	286,200	326,600
	21	213,600	256,400	287,300	328,000
	22	215,200	257,400	288,500	329,700
	23	216,800	258,400	289,800	331,400
	24	218,400	259,400	291,100	333,000
	25	220,000	260,400	292,400	334,200
	26	221,700	261,300	293,400	336,100
	27	223,000	262,200	294,400	337,800
	28	224,300	263,100	295,500	339,400
	29	225,600	263,900	296,600	340,900
	30	226,700	264,700	297,800	342,500
	31	227,800	265,500	298,900	344,100
	32	228,900	266,300	300,100	345,700
	33	230,000	267,000	301,300	347,400
	34	231,100	267,800	302,600	349,200
	35	232,200	268,600	303,900	351,000
	36	233,300	269,300	305,200	352,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300
	38	235,400	270,800	307,800	355,700
	39	236,400	271,600	309,100	357,100
	40	237,300	272,300	310,400	358,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000
	42	239,100	273,800	313,000	360,800
	43	239,900	274,600	314,300	361,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800
	45	241,400	276,000	316,300	363,700
	46	242,000	276,700	317,600	364,800
	47	242,600	277,400	318,900	365,700
	48	243,200	278,100	320,200	366,700
	49	243,800	278,800	321,400	367,600
	50	244,400	279,500	322,700	368,300
	51	245,000	280,200	323,900	369,000
	52	245,500	280,900	325,100	369,600
	53	246,000	281,500	326,400	370,000
	54	246,400	282,200	327,500	370,600
	55	246,700	282,800	328,600	371,300
	56	247,000	283,500	329,700	372,000
	57	247,300	284,100	330,400	372,300
	58	247,600	284,800	331,300	373,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700
	60	248,200	286,100	332,800	374,300
	61	248,500	286,700	333,600	374,600
	62	248,800	287,400	334,000	375,100
	63	249,100	288,000	334,600	375,700
	64	249,400	288,500	335,300	376,300
	65	249,700	289,000	336,100	376,600
	66	250,000	289,600	336,800	377,200
	67	250,300	290,100	337,500	377,900
	68	250,600	290,700	338,100	378,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900
	70	251,200	291,700	339,200	379,400
	71	251,500	292,300	339,700	380,000
	72	251,800	292,900	340,300	380,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000
	74	252,400	293,900	341,100	381,600
	75	252,700	294,300	341,500	382,100
	76	253,000	294,600	341,900	382,400
	77	253,300	294,800	342,300	382,800
	78	253,600	295,100	342,800	383,300
	79	253,900	295,300	343,300	383,700
	80	254,200	295,600	343,800	384,100
	81	254,500	295,800	344,100	384,500
	82	254,800	296,000	344,500	385,000
	83	255,100	296,300	344,900	385,400
	84	255,400	296,500	345,300	385,800
	85	255,700	296,800	345,600	386,100
	86	256,000	297,100	346,000	386,400
	87	256,300	297,400	346,400	386,700
	88	256,600	297,700	346,800	387,000

	89	256,900	298,000	347,000	387,300
	90	257,200	298,300	347,400	387,600
	91	257,500	298,600	347,800	387,900
	92	257,800	299,000	348,200	388,200
	93	258,100	299,200	348,400	388,500
	94		299,400	348,800	
	95		299,700	349,200	
	96		300,100	349,500	
	97		300,300	349,800	
	98		300,600	350,200	
	99		301,000	350,600	
	100		301,400	351,000	
	101		301,600	351,500	
	102		301,900	351,900	
	103		302,200	352,300	
	104		302,500	352,700	
	105		302,700	353,200	
	106		303,000	353,600	
	107		303,300	353,900	
	108		303,600	354,200	
	109		303,800	354,700	
	110		304,200		
	111		304,600		
	112		304,900		
	113		305,100		
	114		305,300		
	115		305,600		
	116		306,000		
	117		306,200		
	118		306,400		
	119		306,700		
	120		307,000		
	121		307,400		
	122		307,600		
	123		307,900		
	124		308,200		
	125		308,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において綾部市現業職員給与規程別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(その他)

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、綾部市一般職職員の例による。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	1
7	3	1
8	4	1
9	5	1
1 0	6	2
1 1	7	3
1 2	8	4
1 3	9	5
1 4	1 0	6
1 5	1 1	7
1 6	1 2	8
1 7	1 3	9
1 8	1 4	1 0
1 9	1 5	1 1
2 0	1 6	1 2
2 1	1 7	1 3
2 2	1 8	1 4
2 3	1 9	1 5
2 4	2 0	1 6
2 5	2 1	1 7
2 6	2 2	1 8
2 7	2 3	1 9
2 8	2 4	2 0
2 9	2 5	2 1
3 0	2 6	2 2
3 1	2 7	2 3
3 2	2 8	2 4
3 3	2 9	2 5
3 4	3 0	2 6

3 5	3 1	2 7
3 6	3 2	2 8
3 7	3 3	2 9
3 8	3 4	3 0
3 9	3 5	3 1
4 0	3 6	3 2
4 1	3 7	3 3
4 2	3 8	3 4
4 3	3 9	3 5
4 4	4 0	3 6
4 5	4 1	3 7
4 6	4 2	3 8
4 7	4 3	3 9
4 8	4 4	4 0
4 9	4 5	4 1
5 0	4 6	4 2
5 1	4 7	4 3
5 2	4 8	4 4
5 3	4 9	4 5
5 4	5 0	4 6
5 5	5 1	4 7
5 6	5 2	4 8
5 7	5 3	4 9
5 8	5 4	5 0
5 9	5 5	5 1
6 0	5 6	5 2
6 1	5 7	5 3
6 2	5 8	5 4
6 3	5 9	5 5
6 4	6 0	5 6
6 5	6 1	5 7
6 6	6 2	5 8
6 7	6 3	5 9
6 8	6 4	6 0
6 9	6 5	6 1
7 0	6 6	6 2
7 1	6 7	6 3
7 2	6 8	6 4

7 3	6 9	6 5
7 4	7 0	6 6
7 5	7 1	6 7
7 6	7 2	6 8
7 7	7 3	6 9
7 8	7 4	7 0
7 9	7 5	7 1
8 0	7 6	7 2
8 1	7 7	7 3
8 2	7 8	7 4
8 3	7 9	7 5
8 4	8 0	7 6
8 5	8 1	7 7
8 6	8 2	7 8
8 7	8 3	7 9
8 8	8 4	8 0
8 9	8 5	8 1
9 0	8 6	8 2
9 1	8 7	8 3
9 2	8 8	8 4
9 3	8 9	8 5
9 4	9 0	8 6
9 5	9 1	8 7
9 6	9 2	8 8
9 7	9 3	8 9
9 8	9 4	9 0
9 9	9 5	9 1
1 0 0	9 6	9 2
1 0 1	9 7	9 3
1 0 2	9 8	
1 0 3	9 9	
1 0 4	1 0 0	
1 0 5	1 0 1	
1 0 6	1 0 2	
1 0 7	1 0 3	
1 0 8	1 0 4	
1 0 9	1 0 5	
1 1 0	1 0 6	

1 1 1	1 0 7	
1 1 2	1 0 8	
1 1 3	1 0 9	

綾部市訓令甲第 2 号

序 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 環境保全課長専決事項の項中「環境保全課長」を「環境政策課長」に改め、同表都市計画課長専決事項の項中「都市計画課長」を「都市建築課長」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- （ 6 ）市営住宅入居者選考実施調査に関すること。
 - （ 7 ）市営住宅入居者費用負担の決定及び家賃の減免に関すること。
 - （ 8 ）綾部市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年綾部市条例第 4 5 号）に基づく軽易な許可、承認及びその取消し等に関すること。
 - （ 9 ）保証金及び住宅敷金に関すること。
- 別表第 3 建築課長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 3 号

序 中 一 般

綾部市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

綾部市職員安全衛生管理規程（昭和 5 5 年綾部市訓令甲第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「環境保全課」を「環境政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 4 号

序 中 一 般

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市文書取扱規程（平成 1 2 年綾部市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

環境企画課	環企
環境保全課	環保

を

」

「

環境政策課	環
-------	---

に、

」

「

都市計画課	都計
建築課	建築

を

」

「

都市建築課	都
-------	---

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 5 号

序 中 一 般

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令

綾部市人権教育・啓発推進本部規程（平成 1 1 年綾部市訓令甲第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「建築課長」を「都市建築課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 19 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、地域計画（案）を作成したので、同条第 7 項の規定により公告する。

なお、地域計画（案）は、農政課及びホームページにおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 2 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告 22 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 17 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 7 年 3 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

綾部市公告第 2 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和 7 年 3 月 2 7 日 午前 1 1 時 3 0 分 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市大島町地内 |
| 3 | 動 物 種 | 猫 |
| 4 | 毛 色 | 白、黒、茶 |
| 5 | 体 格 | 中 |
| 6 | 性 別 | 雌 |
| 7 | そ の 他 | 首輪等なし |

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和 7 年 3 月 2 7 日 午前 1 1 時 3 0 分 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市大島町地内 |
| 3 | 動 物 種 | 猫 |
| 4 | 毛 色 | 白、黒、茶 |
| 5 | 体 格 | 中 |
| 6 | 性 別 | 雄 |
| 7 | そ の 他 | 首輪等なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和 7 年 3 月 2 9 日) までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

綾部市公告第 2 4 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない負傷動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和 7 年 3 月 2 8 日 午後 1 2 時 4 5 分 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市井倉町地内 |
| 3 | 動 物 種 | うさぎ |
| 4 | 毛 色 | 白 |
| 5 | 体 格 | 中 |
| 6 | 性 別 | 雄 |
| 7 | そ の 他 | 首輪等なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和 7 年 3 月 3 1 日) までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

綾部市公告第 2 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、地域計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 2 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接種実施期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

2. 個別接種対象年齢

予防接種名		対 象
五種混合（DPT-IPV-Hib） 1 期		生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者
四種混合（DPT-IPV） 1 期		
三種混合（DPT）		
不活化ポリオ単独（IPV）		
二種混合（DT） 1 期		
二種混合（DT）		十一歳以上十三歳未満の者
麻しん・風しん	第 1 期	生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
	第 2 期	五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
	特例措置	令和六年度内に生後二十四月に達する又は達した者 令和六年度における第 2 期の対象者
日本脳炎	第 1 期	生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	第 2 期	九歳以上十三歳未満の者
	特例措置	平成七年四月二日～平成十九年四月一日生で二十歳未満の者
結核（BCG）		一歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン（HPV）		十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
キャッチアップ接種		平成九年四月二日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子
水痘		生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
B型肝炎		一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症		生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）は（*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	4 3 - 0 1 2 3	
京都協立病院（*）	高津町	4 2 - 0 4 4 0 4 2 - 0 0 2 5 (小児科直通)	
大久保医院	本町 8 丁目	4 2 - 1 1 9 0	HPV のみ実施。
野間医院八田診療所	上杉町	4 4 - 0 0 0 1	麻しん風しん、日本脳炎、二種混合のみ実施。
由良産婦人科小児科医院	本町 1 丁目	4 2 - 2 5 2 8	IPV、二種混合、日本脳炎 2 期と特例措置は実施なし。
西村医院	栗町小東	4 7 - 0 3 2 1	HPV のみ実施。
安村外科内科診療所	井倉町	4 0 - 2 2 1 0	HPV のみ実施。
横山医院	若松町	4 2 - 1 0 7 3	ロタ、IPV、HPV は実施なし。

綾部市公告第28号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき高齢者用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 2 自己負担 4,000円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度あり
(事前に申請手続きが必要)
- 3 対 象 65歳の者
60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、日常生活が極度に制限される人
(身体障害者手帳1級相当)

4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
大久保医院	本町8丁目115
あやべ協立診療所	駅前通1
志賀整形外科クリニック	宮代町15
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10
西村医院	栗町小東4-3

綾部市上下水道事業管理規程第 1 号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

企 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000	386,400		
	87	256,300	297,400	346,400	386,700		
	88	256,600	297,700	346,800	387,000		
	89	256,900	298,000	347,000	387,300		
	90	257,200	298,300	347,400	387,600		
	91	257,500	298,600	347,800	387,900		
	92	257,800	299,000	348,200	388,200		
	93	258,100	299,200	348,400	388,500		
	94		299,400	348,800			
	95		299,700	349,200			
	96		300,100	349,500			
	97		300,300	349,800			
	98		300,600	350,200			
	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			

	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において綾部市企業職員給与規程別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(その他)

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1
1 1	7	3	3	1	1
1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8

3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	

7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0	8 6			
9 5	9 1	8 7			
9 6	9 2	8 8			
9 7	9 3	8 9			
9 8	9 4	9 0			
9 9	9 5	9 1			
1 0 0	9 6	9 2			
1 0 1	9 7	9 3			
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				

1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

綾部市上下水道事業管理規程第 2 号

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部就業規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条中「、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 3 7 年法律第 1 5 3 号）、綾部市職員退職年金等支給条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 1 8 号）及び綾部市職員退職年金等支給条例施行規則（昭和 2 7 年綾部市規則第 8 号）」を「及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 3 7 年法律第 1 5 3 号）」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 2 5 日から施行する。

綾部市議会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市議会議長 松 本 幸 子

綾部市議会規則第 1 号

綾部市議会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会情報公開条例施行規則（平成 1 2 年綾部市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市教育委員会
教育長 小 林 治

綾部市教育委員会規則第 1 号

綾部市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則

綾部市教育支援センター設置規則（平成 2 2 年綾部市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「午後 2 時」を「午後 4 時」に改め、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「開設時間又は開設日、若しくは閉設日」を「開設時間、通級時間、開設日又は閉設日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市教育委員会
教育長 小 林 治

綾部市教育委員会規則第 2 号

綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則（昭和 4 8 年綾部市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（通学区域の特例）

第 4 条 教育委員会が別に定める小規模特認校については、第 2 条の規定にかかわらず、保護者の申請に基づき、指定された区域外から就学させることができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第13回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年3月25日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年3月27日（木）午前11時から |
| 2 | 場 所 | 中央公民館 会議室 |

綾部市教育委員会告示第4号

綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然豊かな環境の下、少人数による学習で特色ある教育活動を推進する綾部市立小学校について、綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則（昭和48年綾部市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、規則第1条に規定する通学区域外の児童が就学することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校（以下「小規模特認校」という。）は、綾部市立物部小学校、綾部市立志賀小学校、綾部市立東八田小学校、綾部市立東綾小学校及び綾部市立上林小学校とする。

(対象児童)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる児童は、綾部市立綾部小学校、綾部市立中筋小学校、綾部市立豊里小学校、綾部市立吉美小学校及び綾部市立西八田小学校の児童並びにこれらの小学校のうちいずれかの小学校に就学を予定する児童とする。

(就学の条件)

第4条 小規模特認校制度を利用して就学する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に在住し、市内の小学校に就学している、又は就学する予定の児童であること。
- (2) 保護者の責任と費用負担において通学させること。
- (3) 児童の保護者は、通学する小規模特認校の学校行事等に協力すること。
- (4) 原則として卒業まで就学すること。

(就学の時期)

第5条 小規模特認校の就学時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(就学の申請)

第6条 児童を小規模特認校へ就学させようとする保護者（以下「申請者」という。）は、綾部市小規模特認校就学申請書（様式第1号）を別に定める期間内に教育委員会に

提出しなければならない。

（就学の許可等）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、小規模特認校校長と協議の上、就学を許可するときは綾部市小規模特認校就学許可通知書（様式第2号）により、就学を許可しないときは綾部市小規模特認校就学不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（就学許可の取消し）

第8条 教育委員会は、前条の規定により就学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学の許可を取り消すとともに、綾部市小規模特認校就学許可取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（1）虚偽の申請により、就学の許可を受けたと認められるとき。

（2）第4条の就学の条件を満たさなくなったとき。

（3）その他教育委員会が就学の許可が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による通知があった申請者は、小規模特認校への就学が許可される前に指定されていた小学校に就学しなければならない。

（就学の中止）

第9条 第7条の規定により就学の許可を受けた者が次年度に継続して小規模特認校への就学を希望しない場合は、就学する日の属する年度の3月31日までに綾部市小規模特認校就学中止届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（中学校への就学）

第10条 小規模特認校制度を利用して就学している児童が、小規模特認校を卒業後に市が設置する中学校への就学を希望するときは、当該児童の通学区域内の中学校又は現に就学している小規模特認校の通学区域内の中学校のいずれかを選択できるものとする。

2 前項の規定により、現に就学している小規模特認校の通学区域内の中学校を選択する場合は、規則第3条第1項の規定による指定学校の変更の手続を行わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 就学の申請その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

保護者氏名

綾部市小規模特認校就学申請書

小規模特認校への就学を希望するため、綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱第 6 条の規定により下記のとおり申請します。

記

住 所	〒 ー		
(ふりがな) 就 学 予 定 者 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	保護者との続柄	
希 望 校	綾部市立 小学校	学 年 (新年度)	第 学年
現在の指定学校	綾部市立 小学校		
希 望 理 由			
通 学 経 路	片道の所要時間：約 分 自宅～ ～学校		
就 学 条 件	☐ 市内に在住し、市内の小学校に就学している、又は就学する予定の児童であること。 ☐ 保護者の責任と費用負担において通学させること。 ☐ 児童の保護者は、通学する小規模特認校の学校行事等に協力すること。 ☐ 原則として卒業まで就学すること。		

この申請書は、綾部市教育委員会 課に提出してください。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

綾部市教育委員会
教育長

印

綾部市小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校への就学につきましては、下記のとおり許可しましたので、綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により通知します。

記

（ふりがな） 就学予定者 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 ー		
学 校 名	綾部市立 小学校	学 年	第 学年
就 学 の 時 期	年 月 日		
備 考			

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市教育委員会
教育長

印

綾部市小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校への就学につきまして
は、下記のとおり不許可としましたので、綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱第7
条の規定により通知します。

記

不 許 可 と し た 理 由	
--------------------	--

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、綾部市教育委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日か
ら起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して
6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は綾部市教育委員会と
なります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処
分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市教育委員会
教育長

印

綾部市小規模特認校就学許可取消通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校の就学につきましては、
下記のとおり就学の許可を取り消しましたので、綾部市立小学校小規模特認校制度実施要
綱第8条の規定により通知します。

記

（ふりがな） 就学予定者 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 ー		
学 校 名	綾部市立 小学校	学 年	第 学年
取 消 期 日	年 月 日		
取 消 理 由			

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市教育委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は綾部市教育委員会となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

保護者氏名

綾部市小規模特認校就学中止届

小規模特認校の就学について、下記のとおり中止したいので、綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

住 所	〒 ー		
(ふりがな) 就 学 児 童 名			
生 年 月 日	年 月 日		
学 校 名	綾部市立 小学校	学 年	第 学年
中 止 理 由			

この中止届は、綾部市教育委員会 課に提出してください。

綾部市教育委員会告示第 5 号

綾部市地域教育推進員設置要綱（平成 12 年綾部市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

第 4 条中「公民館長の推薦により」を削る。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、再任は妨げない。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第 6 号

綾部市教育委員会後援等の名義使用等に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市教育委員会
教育長 小 林 治

綾部市教育委員会後援等の名義使用等に関する取扱要綱

綾部市教育委員会が行う後援等の名義使用等に関する事務の取扱いについては、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱（令和 7 年綾部市告示第 5 4 号）の例による。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

綾部市教育委員会
教育長 小 林 治

綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する
取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱規程（令和 4 年綾部市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

3	その他の事情	特別の事情から教育委員会が必要と認める場合	教育委員会が必要と認める期間	教育長が必要と認める書類
---	--------	-----------------------	----------------	--------------

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表（17）の項を次のように改める。

（17）満 15歳に 達する日 以後の最 初の3月 31日ま での間に ある子、 満18歳 に達する 日以後の 最初の3 月31日 までの間 にある障 害のある 子又は特 別支援学 校（高等 部専攻 科を除 く。）に	次に掲げ る場合で勤 務しないこ とが相当と 認められる ときである。 （1）負傷、 疾病によ る治療、 療養中の 子の看病 及び通院 等の世話 を行う場 合 （2）子が 受ける予 防接種又 は健康診 断	1年について次に掲げる日数（配偶者 のない職員その他 京都府人事委員会 が別に定める職員 にあつては、当該日 数に1を加えた日 数）以内でその都度 必要と認められる 期間 （1）当該子を1人 養育する職員 にあつては、7 日（当該子が3 歳に満たない 子である職員 にあつては、 8日） （2）当該子を2人 養育する職員 にあつては、 10日（当該子	病欠休 暇・特別 休暇申 請書（別 記第2 号様式）	校長	特休	特別休 暇（そ の他）	
---	---	---	---	----	----	-------------------	--

在籍する 子（いず れも配偶 者の子を 含む。） を養育す る職員が 次に掲げ る行為を 行う場合 ア 当該 子の看 護 イ 当該 子が受 ける予 防接種 又は健 康診断 への付 添い ウ 当該 子（満 9歳に 達する 日以後 の最初 の3月 31日 までの 間にあ る子に 限る。） が在籍 する学 校の休 業（学 校保健	に付き 添う場 合 (3)イン フルエン ザ等に よる学 校等の 臨時休 業(学校 等の全 部又は 一部の 休業)及 び台風 等によ る休校 のため 子の世 話を行 う場合 (4)子が在 籍し、又 は在籍 するこ ととな る学校 等の授 業参観 その他 これに 準ずる 行事に 出席す る場合	のうち3歳に 満たない子が いる職員にあ っては、11 日) (3)当該子を3人 以上養育する 職員にあつて は、10日に当 該子の数から 2を減じた数 を加えた日数 (当該子のう ち3歳に満た ない子がいる 職員にあつて は、当該日数に 1を加えた日 数)					
---	--	---	--	--	--	--	--

安全法 （昭和 33年 法律第 56号）第 20条に規定 する休業をい う。） その他 これに 準じる ものとして京 都府人 事委員 会が定 める事 由に伴 う当該 子の世 話 エ 当該 子が在 籍し、 又は在 籍する ことと なる学 校等が 実施す る行事 への出 席							
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

綾部市公平委員会

委員長 森 津 一 男

綾部市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 2 年綾部市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「、財政担当及び行財政改革担当」を「及び財政担当」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第14号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

528人

綾部市選挙管理委員会告示第15号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,797人

綾部市選挙管理委員会告示第16号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4,399人

綾部市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 7 年 2 月 22 日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 5 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡 辺 均	所属党派	無 所 属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡 辺 均					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額)					
		— 円	人 件 費		— 円
			家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集会会場費		—
			通 信 費		—
			交 通 費		—
			印 刷 費		—
			広 告 費		—
			文 具 費		—
			食 糧 費		—
			雑 費		—
その他の寄附		—			
その他の収入		—			
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		0	総 計		0

	項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	馬 田 光 夫	所属党派	無 所 属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	馬 田 光 夫					

収 入			支 出		
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
		— 円	人 件 費		— 円
			家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集 合 会 場 費		—
			通 信 費		—
			交 通 費		—
			印 刷 費		—
			広 告 費		—
			文 具 費		—
			食 糧 費		—
			雑 費		—
その他の寄附		—			
その他の収入		—			
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		0	総 計		0

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額	
	ビラの作成		円
	ポスターの作成		円
	計		円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	齊藤良博	所属党派	無所属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	齊藤良博					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	— 円	人件費	— 円
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		雑費	—
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	0	今回計	0
前回計	—	前回計	—
総計	0	総計	0

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川 端 省 三	所属党派	無 所 属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	川 端 省 三					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	— 円	人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集 合 会 場 費	—
		通 信 費	—
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	—
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今 回 計	0	今 回 計	0
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	0	総 計	0

	項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡 邊 逸 郎	所属党派	無 所 属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡 邊 逸 郎					

収 入			支 出		
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
		— 円	人 件 費		— 円
			家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集 合 会 場 費		—
			通 信 費		—
			交 通 費		—
			印 刷 費		—
			広 告 費		—
			文 具 費		—
			食 糧 費		—
			雑 費		—
その他の寄附		—			
その他の収入		—			
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		0	総 計		0

	項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	馬 田 久 夫	所属党派	無 所 属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	馬 田 久 夫					

収 入			支 出		
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
		— 円	人 件 費		— 円
			家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集会会場費		—
			通 信 費		—
			交 通 費		—
			印 刷 費		—
			広 告 費		—
			文 具 費		—
			食 糧 費		—
			雑 費		—
その他の寄附		—			
その他の収入		—			
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		0	総 計		0

	項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高雄規彦	所属党派	無所属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	高雄規彦					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	— 円	人件費	— 円
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		雑費	—
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	0	今回計	0
前回計	—	前回計	—
総計	0	総計	0

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月22日執行 綾部市十倉財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
934,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 善 文	所属党派	無 所 属	期間	2月17日から 2月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	森 善 文					

収 入			支 出		
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
		— 円	人 件 費		— 円
			家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集 合 会 場 費		—
			通 信 費		—
			交 通 費		—
			印 刷 費		—
			広 告 費		—
			文 具 費		—
			食 糧 費		—
			雑 費		—
その他の寄附		—			
その他の収入		—			
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		0	総 計		0

	項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年2月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第 28 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 3 条の 4 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1	閲 覧 年 月 日	令和 6 年 6 月 13 日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	塚 崎 泰 史
	主たる事務所の所在地 （申出者が法人の場合）	綾部市寺町寺野 75-5
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	物部地区全域
2	閲 覧 年 月 日	令和 6 年 8 月 9 日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	塚 崎 泰 史
	主たる事務所の所在地 （申出者が法人の場合）	綾部市寺町寺野 75-5
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市第 1 ～ 5 投票区

3	閲 覧 年 月 日	令和 6 年 8 月 2 9 日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 杉 田 義 文
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都千代田区大手町 1 - 7 - 1
	閲 覧 目 的 の 概 要	世論調査の調査対象者を抽出するため。
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市第 8 投票区
4	閲 覧 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 5 日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山 本 恭 久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿 1 - 1 9 - 1 5
	閲 覧 目 的 の 概 要	消費動向調査の対象者名簿作成のため
	委 託 者	内閣府 経済社会総合研究所 所長 村 山 裕
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市第 1 5 ~ 1 8 投票区、2 0 投票区

綾部市十倉財産区告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 296 条の規定に基づき、次の事件について令和 7 年 3 月 24 日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和 7 年 3 月 21 日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山 崎 善 也

付議事件

- 1 令和 6 年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 7 年度綾部市十倉財産区特別会計予算